

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年3月27日（木曜日）

場 所 議 場

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午後1時05分開会

○森戸座長 こんにちは。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に次第がございますので、この次第に沿って進めてまいります。

一つは、素案たたき台についてであります。皆さんから第6条、座長案に対するご意見を頂きました。それで、座長案に対するご意見で、正副座長で協議したことがございますので、そのことについて、皆さんにご報告し、ご意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一つは、今回、No.24から議論を進めていきますが、第6条全体の構成を、請願・陳情の取扱を含めてどういうふうにするかということでありました。これについて、裏面を見ていただくと、正副

座長案でいいよと言っているのが、みんなの党、生活者ネットワーク、改革連合、市民自治こがねい、小金井をおもしろくする会の5党派です。三角、またバツというのがあります。一つひとつ、ちょっと解決していきたいと思っておりますが、自民党からは、公聴会制度及び参考人制度を活用するように努めるというのを、第6条の中に入れ込んでほしいという意見であります。これは、自民党はずっとおっしゃっていることなんです。

ただ、この間、この文言について、別立てにするか、第6条に入れ込むかということで、皆さんのご意見を伺っています。それが、2月の議論の中で、これについて、別立てでいくべきだという方々の方が多数であるという結論になっているん

ですね。

これは、いつのかと言うと、2月14日の各会派の意見集約用紙の9というのを見ていただきたいと思います。ここでも自民党は、第6条の中に入れてほしいということで、このことについて議論をしまして、条立てでいくというのが共産党、公明党。民主党は持ち帰り。みんなの党、生活者ネットワーク、それから改革連合、市民自治こがねい、斎藤議員は自民党案でいいということだったんですが、小金井をおもしろくする会は、一つの項として起こすべきだという、それぞれに伺ったときにそういうご意見だったんです。

全体、多数が別立てでという声がありまして、それで、それが一つです。（不規則発言あり）ちょっと待ってください、今、説明中なので。

併せて、今日、作業班の第2班という資料があります。これは、もう一度、突然で申し訳ないんですが、作業部会の方でこういう結論になったということについてのご説明をいただければと思うんですが、一応、作業部会としては、盛り込んだ場合と別立てにした場合という2種類の案を示していただいているという事だと思ひまして、これらを加味すると、全体的には、この市民の声を反映させる議会という、この項目ではあるんだけど、別立てにした方がいいのではないかというのが、正副座長の結論であります。

しかも、公聴会と参考人制度は、地方自治法でうたわれている文言なので、そういう意味では、位置付けがちょっと違うのかなというのもあって、別立てにしたらどうかということにしたいというのが、正副座長の案です。

もし、これが1会派でも反対が出れば不一致になります。そのときは、この文言、公聴会、参考人制度については全部入れないということもあるのかなと思ひておりまして、最終的にどうするかという結論を、皆さんから頂きたいということでもあります。

○湯沢議員 前の話合いでは、第6条の中に公聴会、参考人を入れるかどうかというのは、とりあえず、第2班の方で、入れる場合と別条立てにした場合の条文案を両方作って、それを見てから検討するんだという結論になっていたと認識しているんです。ですから、第2班からの案が出てくる前に、正副座長案として別条立てにするんだという結論を出した案が出てきたということに、私は非常に違和感を持っているんですけども、これは、私の元々の認識が違うということなんですか。

○森戸座長 第2班からは、両方で作ってみたいというご意見は、前回か前々回、頂いています。それに基づいて、今日、お示ししたこの第2班の作業班の結果報告が出ていると。第2班では、意見は一致しなかったということですよ。ちょっと、斎藤議員、そこの説明をお願いします。

○斎藤議員 第2班の頂いた検討する課題というのは、初めから入れた場合と入れない場合の2案を作るということだったと思います。これは、公聴会と参考人制度だけをどう扱うのかということで、他の条文に関しては、一切触っていない、第2班に頂いた検討事項ではないという形で、問題点を絞った上で、あくまでも、この公聴会制度と参考人制度を第6条の中にそのまま入れた場合と、別条立てにした場合の2案を検討したということであって、どちらか一方にするという結論を出すという形には至っていないと思います。

ですから、この逆三角の2番目、3番目の、第6条に入れた場合、別立てにした場合ということ、この二つの結論という形になっております。

○森戸座長 ということなので、決まる前というよりも、元々、第2班としてどちらの結論をとということにはなっていないということなんです。

それで、皆さんからのご意見を改めてこの前、伺って、今日、見ていただくと分かるんですけど

ども、入れ込んだ方がいいというご意見は、各会派からなかったのかなと思っておりまして、ただ、民主党は持ち帰り、そのままになっていたのかなというのもありましたので、ちょっと、もし改めて、自民党から皆さんのご意見を聞きたいということであれば、各会派からご意見をいただければということですか。

そのようにしましょうか、別条立てにするか、この第6条の中に入れ込むかということについて。

○湯沢議員 すみません、まだちょっと認識がずれている感じがするんですけども、第2班は、入れるのと入れないと二つの案を作ってきて、それを、改めてここで検討するというのではなかったということですか。

○森戸座長 いえ、そういうことではなくて、だから、ここで検討していただいているんです。ただ、何もなくて、どうしようかということやると、時間だけがかかるので、正副座長としては、これまでの経過からいって、この結論を受けて、別条立てにした方がいいと。だから、今日、第2班の作業結果を出してもらっているわけです。それで、出してもらった上で考えても、やはり、別条立てにした方がいいのではないかと結論なんです。それに対して意見があれば、納得できないということであれば、言ってほしいということなんです。

どうしましょうかということやると、議論だけになってしまって、まとまらなくなるので、正副座長のたたき台ですね。例えば、別立てで行くとしても、それから、第6条に入れ込むにしても、どちらになったとしても、文言は第2班から出たこの文言を尊重していくということになると思うんです。第2班でない方もいらっしゃるの、この第2班の書き方、記述の仕方に何か問題があれば、どちらかに決めた上で、意見を言うていただくことにはなると思うんですけども。

お分かりいただけましたでしょうか。何か、こ

こで無理やり、わっとやるのではなくて。

○中山議員 私どもの湯沢の方から、今、一定、質問というか、確認があったんですけども、多分、進め方の問題だと認識しています。ですから、どちらを取り上げて、どうするというのを、今の段階で決定しているということではないと思うんです。

それで、全会一致の原則がありますから、会派の数が多いからといって、一致しなければ、先ほど言った取扱になるかと思しますので、我々は、そのご意見を、皆さん方をお伺いして、納得できないところがあれば、納得できない、歩み寄れるところがあれば歩み寄れるという形で判断していきたいと思えます。

○森戸座長 ということ、それでは、ちょっとご意見を、改めてもう一回頂けますか。

○五十嵐議員 ちょっと、しばらくこの議論から離れていたもので、過去の自分の発言も含めて振り返るのに、ちょっと時間がかかっているんですけども、確かに、改革連合として、公聴会と参考人制度に関しては、これを別立てにした方がいいのではないかということは言っています。第2班の提案に関しては、入れた場合はこうですよ、別立てにした場合はこうですよということだと思うので、これはこれで、どっちにするかを議論すればいいのかなと思うんですが、ちょっと、今のところで、何かすごくこだわって、これを別立てにした方がいいと思っているわけでもないというのがちょっとありまして、できるだけまとめていくような方向でという思いもあって、別立てにと考えておりましたので、自民党の方から、一緒にした方がいいという理由、その辺も伺って、ちょっと考えてみたいというところなんですけれども。

○湯沢議員 ありがとうございます。私も、別に、別条立てにこだわるというわけではないんです。一条、一条見てということではなくて、条例として、全体を見とおしたときに、一緒にした方がお

さまりがいいのではないかと思うところがありまして、こちらの、正副座長案を最初に見せていただいたんですけれども、ちょっと、市民の方に読んでいただくには複雑というか、言い方がシンプルではないのかなと思うところが非常にあります。市民の意見を聞く機会を設けると同じような言葉が2回出てきますし、また、意見を聞く機会を設けると、同じような文章が何回も繰り返されているんですね。

私、かれこれ10年ぐらい、条文をずっと見ていますけれども、この条文を見ろと言われると、ちょっとつらいんです。言い方がもって回っているので。私たちが作って、私たちだけが使う条例であればいいんですけれども、やっぱり、市民の方に見ていただいて、市民の方にもなるべく親しんでいただきたいということを考えると、読みやすい文章でなければいけないというのは、この条例を作る一番最初から、私の中には強くあります。条例を作っていく上で、なるべく同じ文章は使わないというのが、やはり、基本だと思いますし、因数分解していかないといけないのに、どんどん足し算とか掛け算とかを付け足して行って、だから文章が長くなるというのは、私は、それは条例の本意ではないと思っています。

ですから、別立てにこだわるというのではなくて、もっとシンプルな文章にしたい。皆さんが、こういう言い回しを入れたいとか、こういう単語を是非、入れたいんだという思いはすごく分かるし、理解できるんですけども、あまり複雑な言い回しになってしまうと、その条例を市民と共有することはできないと思っているので、なるべくシンプルな条文にしたいという意思から、こういう案を出させていただいています。

○中山議員 今、湯沢議員が説明したとおりかと思えます。我々、自由民主党の会派としては、同様の趣旨で、同じような意見で統一しております。

○五十嵐議員 ありがとうございます。そういう

意味では、湯沢議員の言っていることも分かるなという思いがあるんですね。私も、一つひとつ条文をやっているものですから、何かどうしても、全体の流れとか、全体でシンプルな言い方になっているとか、法律の条文として適当なのかというのが、ちょっと不安に思いながらやっているところがありますので、そういう意味では、公聴会制度及び参考人制度をどのように落したら、全体的に流れがいいのかというのは、本当は、全体ができ上がった後にでも、きちんと、一回見直さなければいけないかなという思いはずっとあるんですね。

あと、作業部会、第1部会ですけれども、やっても、やっぱり、ちょっと視点を変えると、何かちょっと、今までの議論の中で落ち着きが悪かったなと思うところもあるので、公聴会制度、参考人制度をどんな形にしろ入れていくとこの確認ができれば、私自身は、別にここで一緒にすることにそんなにこだわるとか、分けることにこだわるとかという結論をここで出さなくてもいいのかなという気もするんですけれども、そうすると、座長はまとめに入るのが大変でしょうかね。というふうに、ちょっと感想だけ言っておきます。

○森戸座長 民主党はいかがですか。

○鈴木議員 今、自民党、湯沢議員のお話と、五十嵐議員のお話を聞いていて、そうだなと思うところなんですね。というのは、別立てにするか一つにするかという議論からは、議論がずれているんじゃないかということも、自分自身でも思うんですけれども、ただ、今、言ったように、陳情の処理について誠実という、みんな議員ですので、仕事としては一生懸命やるし、誠実にやっているんですけれども、審査になじまない陳情のときに、これはどうするのか。本当にこのところで、全て受理するという前提に立っていますけれども、もしかしたら、本当にそれでいいのかという疑問

がいまだにありますし、議会と委員会の提案権のところでは、ちょっと、解釈がどうなんだろうなというところに引っ掛かってしまっているんです。別に、そういった意味で、ここが、内容が整備できれば、別立てでも同じでも構わないのではないかということなんです。

○森戸座長 ほかに、いかがでしょうか。

○斎藤議員 私は、一言だけ、もう一回やった方がいいんじゃないかということで、それも、特段、それがそうでなければ反対するとか、そういうことではないのと、座長は、今で言うと、自民党と正副座長案が何かぶつかっているという形になっているので、私は、方向性は同じだと思っていて、どちらがどうでなければいけないということではないので、うまく釣り合わせる方法をとっていただければと考えております。

○中山議員 一定、自民党からの考え方は示させていただきました。

それで、今までのご意見をお伺いして、逆に、自民党と違った形でまとめたいというご意見があれば、その理由をお伺いしてみたいとは考えておりますが、何かあれば、是非、教えていただければと思います。

○森戸座長 それで、ちょっと自民党に確認したいのは、請願・陳情については、座長案でいくと、(1)、(2)と述べているわけですが、これは必要ないということなんですか。自民党案には、(1)と(2)が入っていないんです。

○湯沢議員 すみません、ここを具体的に言っていないんですけども、今の理論とは別の論点になってしまうかと思うんですが、2項の(2)で、陳述する機会を設けなければいけないという義務で規定される形になっているんですが、ここについて、ちょっと懸念がありまして、今まで、そういうことはなかったかもしれないんですが、この先、陳情について、例えば、いわゆるヘイトスピーチであるとか、特定の団体や個人に対

して意見を述べるような内容の陳情があったときに、それに、常に必ず、その機会を設けなければならないとする条文をここに置いておいても、全く、これから問題がないのかということ、私としては、ちょっと懸念があるので、皆様に聞いてみなければいけないと思っていました。

○白井議員 今の件は、まず、座長の指摘というか、質問自体、私も実は聞きたかったことなので、非常に重要な文言が含まれている中で、自民党がどう考えているかというのは、ちょっとお聞きしたかったところです。

今、湯沢議員がおっしゃったように、ねばならないことに対する懸念を示されましたけれども、基本的に、発言の前に委員長から注意事項を述べられていて、一定、制する権限を与えられていますので、そこは気にしなくていいと思います。

○森戸座長 そうですね、ここは一致してきたことだったかなと思っていたんですけども、これもだめというようになると、また最初からやり直しをしなければいけない状況かなと。

○斎藤議員 ですから、条文を作る上で、今までどうやってきたかが大切であって、それを変わるのであれば、議会改革の方でやっていただくということで、条文を作る以上は、今までやってきたことをまずは踏襲していただかないと、議論が前に進まないということを、再び申し上げさせていただきます。

○湯沢議員 たたき台の方では、陳述することができるようになっていたと思うんですけども。

○森戸座長 それが、議論の中でこういうふうに変わってきたなど、で、委員会協議会でやるか、委員会、公開の場でやるかという議論もあって、基本的には、現状を踏襲しようということだったと思うんです。ただ、条文に協議会と言うことを入れるのではなくて、基本的には、陳述する機会をきちんと義務化しておいた方がいいのではないかということだったかなと思って、こういう言い

方にしたんですけれども。

○飯田議会事務局次長 すみません、ちょっと参考までに。

今のご議論でございますが、こちらの市議会ハンドブックの56ページのところに、請願・陳情の関係の発言申出のところがございます。第5の1の(2)ですが、こちらでは、発言の機会を設けるものとするということで、原則論、設けなければならないこととほとんど同じ意味ではございますけれども、若干、柔らかい言い回しになっていて、こちらと、もし整合性を取るということであれば、設けるものとするという言い方の方がよしいのかなとも思います。

○森戸座長 だから、どちらに合わせるかですよね。ハンドブックはそうだから、そのようにするのか、議論の中でどうするのかということだと思っておりますけれども。

それで、ちょっと、元に戻って申し訳ないんですが、広報・広聴について別立てにするということについては、今、改革連合も民主党も、どちらも、こだわるものではないということなんです。ありますので、ただ、全体的にどうかという懸念もあるんですね。だから、別立てにしてほしいというのが多数ということもあるので、現時点では別立てにしてみてもう一回、最後、帰って見たときに、本当にそれでいいのかどうかということを検討する項目にしておくということでは、どうでしょうか。そうしないと、ちょっと、前に進まないかなということなんです。

○中山議員 自民党は、もう、理由を申し上げますので、非常に、ここはこだわっているところではあるんですね。それで、別立てにして議論して、納得できないところで一致できなければ、結局、不一致になってしまいますので、そこら辺の扱いで、後から自民党、言われてもと言われても、ちょっと難しいのかなという点がありまして、ちょっとそこは悩ましいところではあるかと思

ます。

○森戸座長 ただ、2月14日に1回、議論はしているんですよ。公聴会と参考人について、別の条文にするかどうかという問いに対して、各会派からご意見を頂いて、先ほど、私が報告した、述べたとおりなんですね。また、ここの議論を最初からということになると、なかなか進まないかなと。

○中山議員 座長のやり方についてどうこう言うつもりはありませんので、座長のやり方で進めていただいて結構かと思うんですが、最終段階、自民党として一致できるかどうかというところがあるかと思っておりますので、その点をご了解いただければ、進めていただいて、何ら異議はございません。ただ、一致できるかどうかはまた別問題でありますので。

○森戸座長 皆さんからご意見があればどうぞ。

○水上議員 これは、別立てになぜするかということについては、私たちも理由は述べてきたので、また同じ議論になると時間の無駄かなと思って言わなかったんですが、一つは、条文を作っていくということなので、私たちも、大勢と意見が違った場合は、そんなにこだわる問題でなければ大勢に従うということで、作り込むというところに協力していくということでやってきたんです。だから、現時点で言うと、ある程度議論も尽くして、大勢の意見が出てきたところですので、要するに、別立てにしていく方が大勢であれば、それに、全体としては協力していくというのが、必要なことではないかなと私も考えているところなんです。

私たちが、なぜ別立てにした方がいいかと言ってきたのは、公聴会や参考人制度というのが、確かに、一般的に言えば、市民の意見を聞くということなんだけれども、果たして、制度としての位置付けから見たときに、共産党が言ってきたこととしては、ここに入れ込むのが妥当なのかどうかということだったと思うんです。だから、全体、自民党はなるべくシンプルな文章にしたいという

ことで、この中に入れた方がいいということだったと思うんですけれども、そういうところは、是非、その文言がなくなるわけではないので、全体に、条文を作っていくということで、お互いに力を合わせるということで、何とか折り合っていたくという形にしていただけいかなという気持ちです。そうやってやっていかないと、また戻って同じようなことを議論して一致しないということをやっていると、いつまでたってもできていかないということだと思えます。私たちがそういう形で努力していきたいと思えますので、そういうふうに、是非、お互い努力していきたいと思えます。

○湯沢議員 別立てにすることに、どうしても抵抗するという趣旨ではありません。今の、第2班が出してくださった、別条立てにした場合の条文案を参考にすると、第6条と第7条とで、意見を聴取する機会の確保に努めるというのに類似の言葉が5回も6回も、何回も繰り返されることになるというのは、私としては、これはちょっとおかしい、条例を作る上で、こういうことは避けた方がいいのではないかという前提があるので、そこに配慮していただければ、別立てに絶対に抵抗するという趣旨ではありません。

○中山議員 あと、自民党会派がこの議会基本条例制定に全く協力していないというわけではありませんので、誤解のないように、この場できちんと発言させていただきたいと思えます。

全会一致の原則があるという中で、どうしても多数会派の意見で押し切るというのであれば、それはやむを得ないのかなというふうには考えておりますが、今、私どもの湯沢議員の方から意見させていただきましたように、調整がつけば歩み寄れるというところはあるかと思えますので、そういった点で、小金井市議会は、全会一致の原則ということがあるということで、是非、丁寧に進めていただければと思います。

○斎藤議員 今の言葉で、自民党は、別立てでオーケーだと、私は受け取りました。それであれば、自民党も案を是非出していただいて、それを検討してみたいと思えます。

○湯沢議員 すみません、別条の場合の案をこちらで出すということなんでしょうか。私としては、文章をまとめていくという観点でいくと、これしか案が出なかったの、これを主張させていただいているのでというようになってしまっているんですけれども。

○中山議員 全会一致の原則ということで、もう議論がすんだから、これで行きましょうという、歩み寄ってという水上議員のご意見もあったので、我々としては、湯沢議員の意見も合わせて、調整がつくところであれば調整していきたいということであって、斎藤議員のご意見は、ちょっと我々の趣旨とはずれているかなと思えます。

○白井議員 今の経緯を聞いていますと、基本的に、何をどこに、どのように盛り込むかという、その順番のような気がしてまして、何をというのは、盛り込むこと自体には賛成であって、どこに、どのようにというのが、ちょっと意見が分かれているところなのかなと。

どのようにの部分、調整がつけば、どこにということも一致できるという話でしたので、どのように別立てで盛り込むかを、細かい、湯沢議員から、努めるみたいな言葉が繰り返し出てくるのが懸念だという意見がありましたので、そこを、この場でもむのか、今、斎藤議員が提案された、自民党案を作るか、作業班でやるのか、そこをちょっと考えていけばいいのかなと思えます。

○小林議員 湯沢議員の方から、別立てでもということもありましたので、別立てにさせていただいて、湯沢議員の言われている細かな文言の指摘ということも、いろいろ当たるところもあると思うので、作業部会で検討に入ればいいのかと思えます。

中山議員と湯沢議員のお話の趣旨がちょっとずれているのかなというのもありまして、もしよろしければ、副議長の方でご意見をまとめて、少し見解を頂ければ前に進むのかなと思うんですが。

○露口副議長 全体を見ていて感じるんですけども、こここのところは、最初からちょっと、それぞれの、自民党は自民党なりの主義主張が最初からあって、全体に、きれいに、シンプルにまとめたというのは、私も最初から感じていたんです。そういう意味では、中身的には、湯沢議員がそのようなことをきちんとしているんですけども、中山議員の方は中山議員の方で、全体との調和みたいな感じでの議論に入ってしまったのかなという気がするんです。

だから、聞いていて、ちょっと、あまりこれ以上行ってしまうと、どつぼにはまるのかなという気がしないでもないんだけどね。ただ、やはり、全会派一致ということも、随分と気にしている発言もあるし、また、内容的に見て、市民とのシンプルな形で、やっぱり、どちらかというとシンプルでしょう、それは感じるんですね。そこから始まって、逐条でどうのこうのとか、いろいろな話も、この間、この会議の中ではありますけれども、そういう細かいことを決めていくのと、また、全体の条例としての分かりやすさみたいなものとは、ある程度分けていくのも必要かなと、私は思っておりますので、このまま、話を続けていると、また時間がたってしまうので、ちょっと一回、置いてしまうような仕切りを、座長にお願いできればなと思っております。

○五十嵐議員 湯沢議員がこだわっている、シンプルにというのは、私は、結構説得力がある言い方だなと思っていて、かなり共感するんです。だから、それは気をつけていかなければいけないなという思いがあるんですね。

ただ、進め方として、さっき座長が言ったように、とりあえず、この段階では分けるという状況

を進めて、ちょっと、全体、後で見て、シンプルに、そういうところでもう一回見直すというふうに進めた方がいいのかなという気もするので、進め方としては、それでいいと思うんですけどもね。

ちょっと、ここで確認しておきたいのが、陳述する機会ということなんです。陳情者からの陳述する機会を設けたということは、小金井市議会としては、割と先進的にやってきたことだし、今、議論になっているのは、それを協議会でやるのか、委員会でやるのかというのは、議会運営委員会でやっているんですけども、とりあえず、陳述する機会を設けたというのは、やはり、どこかで触れておきたいものだと思うんですね。それで、賛成の人はここにこだわっているというのがある部分だと思うんです。

湯沢議員のおっしゃるように、ヘイトスピーチみたいなことを考えると、確かに様々な懸念が出てくることは、それも分からないでもないんですけども、それよりも、その懸念は、別な形で対応するとして、やっぱり、条文の中に、陳述する機会を設けるんだということを盛り込んでおきたいなという思いがどこかに私にもありますし、そういうことが、この提案されたものにこだわる、賛成する者の思いの中にあるんじゃないかと思っておりますので、それがすっきりし過ぎたために、市民の意見を聞く機会を設けるという一文だけで、多分そこが表現されてしまったと思うんですけども、それだと、小金井市議会の言いたい特徴が入らないかなという部分もあるんですね。

だから、すっきりすることはすごく大事なんだけど、やっぱり、ここはちょっと言っておきたいというのは、その辺が賛成の、丸についている人たちの中にはあるんじゃないかなと、ちょっと思っているんですけども。

○片山議員 五十嵐議員の意見に賛同します。まさにそのとおりだというか、市民の声を反映させ

る議会というところでの条文の作成として、この陳情、請願についてを割と詳しく書いていたということもあると思いますので、基本はそういうところが大事ななと思っているんですが、今は、公聴会、参考人についてどうするかという話かと思えますので、それについて、整理の仕方としては、一番最初に座長がおっしゃったように、とりあえず、今は別立てでやっていくと。また、その後で見直すということもあり得るといぐらいのことでいいのではないかなと思います。

○宮下副座長 小林議員の方から、作業部会に振ってはという意見もあったけれども、そのあと、五十嵐議員からも意見が出て、一応、別立てで進めてという話があって、自民党も含めて、それでよければという話になるんだけど、もし一応、別立てで進めていこうという話になったときには、後でもう一回見直すということと、当然、全会一致が原則ですよという、これは当たり前のことなんだけど、この2点はきちんと担保するというので、前に進めていくというのは、これは一つの方法かと思うんだけど。

○森戸座長 一致できれば第1班ですよ。だから、同じ文言が何回も出てくるということなど記述の仕方は気をつけなければいけないというのはあると思うんですけど、しかし、そうな場合も、ものによってはあるということも見ながら、総体的にどうなのかという判断をしていくということなんじゃないかと思うんです。

だから、事務局に伺うんですが、同じ言葉が何回も出てきたりとかいうのは、条文上はあまりないというふうに見えていいですか。

○片山議員 多分、作業部会の中でも、そういう話もちろん出るとは思うんですが、ただ、やっぱり、全体ができたところでの見直しというのがあると思うんですよ。だから、とりえず、整理が一番最後でいいんじゃないかなと思います。前回を見て、ちょっと変かなと思うところはそのとき

直せばいいということではないでしょうか。

○森戸座長 ただ、ちょっと湯沢議員の疑問は解決できていないんですよ。先送りしようということだけで。ですから、そこはちょっと議論はしておいた方がいいかなと。

○宮下副座長 それに関連して、ちょっと言わせてもらおうと、うちも結局、この条例については、最高規範であるという表現がこの条文の中に2回出てくるのはおかしいと、もう冒頭から言っているし、あとは、全体をもう一回、前文から見直すという場は必要ですよというのは、前からも言っているので、湯沢議員の言った指摘が、新たに出てきた問題ではないかなと思うんだけど。

○森戸座長 ちょっと、事務局、答えられますか。

○飯田議会事務局次長 分かりやすい条文にしていくというのは、やはり、こういう条例案文を作っていく原則になるかと思えます。それぞれの思いで条文をいったん作ってはみたものの、全体を見直したときに、やはり、ここがちょっと重複しているねとか、こことここをまとめたらもっと分かりやすくなるねということで、まとめていくという作業は、後から当然、やっていただくということでよろしいかと思えます。やはり、湯沢議員がおっしゃるように、市民が見て分かりやすい条文にしていくという方向性というのは、持っておいた方がよろしいのかなとは思えます。

○森戸座長 だから、繰り返し、同じ言葉が、もしかしたら出てくるかもしれない。市民の言葉を聞くという言葉が、どこでも、いろいろなところに散りばめられる可能性はあると思うんですよ。ただ、それを全体的に見たときに、違和感があるのか、分かりにくいのか、分かりやすいのか、一回作ってみて、その中でもう一回、洗い直すということのかなと思うんですけど。そういう作業ができれば一番いいかなと思うんですけどね。

だから、別立てにする場合も、例えば、自民党の案を取って、第何条になるか分かりませんけれ

ども、議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民等の……、これは違うか。専門的または政策的、学識もあるんだね。何かそういう言葉を付けて、機会の確保に努めるという、一つの文章にまとめることもできるんじゃないかと。

第2班から出ているのは、第何条の1項、2項となっているんですけども、これを一つの文章にまとめて別条立てにするということもあるのではないかとということを含めてあるので。

○片山議員 ただ、第2班の議論の中には、自民党も入っているので、ここで確認して一致したものがここに出てきているんじゃないかというのを確認したいんですが。

○中山議員 作業部会の議論というのは、一つでまとまらなかったんですよ。それで、斎藤班長が、二つの案を出して、この代表者会議で議論するという話になったと、私は認識しております。

○斎藤議員 まとまらなかったんじゃなくて、初めから2案を作るという目的で開いていますので。

○森戸座長 別条立ての意見については、中山議員からはご意見はなかったということですか。

○中山議員 第2班でのときには、その二つを作るということでしたので、特に、二つ出てくるわけですから、そこでは意見はなかったんですけども、最終的な議論は、ここの、代表者会議でやって決めるということでしたから、自民党の意見としては、このような意見を申し上げているというところですよ。

○斎藤議員 作業部会で、どここの会派がという言い方をしてしまうと、これは代表者会議をただ小さくしただけになって、絶対にまとまらないので、代表者会議の中でそれぞれ意見は言うけれども、そのときに、その会派は何々と言ったじゃないかという議論は、作業部会ではやらない方がいいと思います。作業部会の中で、どこの会派がどう言ったという言い方はしない方がいいと思います。

○中山議員 それで、大変にしつこくて申し訳ないんですけども、全会一致の原則がありますので、もし、そこまで言った、言わないということで、その場で自民党会派が表明していなかったからだめなんだというふうに押し切っていくのであれば、一致はできないですね。

○森戸座長 いえ、すみません、今、作業班の班長さんからは、そういう議論にはならないだろうということを申し上げているので、中山議員、そこはお含みおきを。(不規則発言あり) 自由なんですけど、そこは理解していただいて。

○片山議員 私も、作業部会、第1班の方に入っていますので、そこでは、一応、そこにいる人たちで話し合っ、ある程度一致したものを結果として出しているわけですよ。こういう意見があるみたいなことも出しているわけですよ。だから、第2班のまとめが出てきたので、ここに別条の案というのが出てきていますから、これは、この第2班で話し合ったものでまとまっているわけですよというふうにお聞きしているわけなんです。

だから、改めて、これを一つにまとめるのか、別立てにするのかというのは、今、ここで決定しているわけじゃないけれども、別条の案というのはここにあるではないかということを、申し上げているということです。

○中山議員 作業部会での作業については、私の認識ですと、全員が作業部会のメンバーになっているわけではありませんし、その作業部会から出てきたアウトプットというのは、この代表者会議でまた議論していくことになりますので。また、会派の意見も変わってくる可能性もありまして、なかなか、その作業部会単体でとりまとめて、それを部会の中で、会派の意見として反映させていくというのは、ちょっと難しいところもあるのではないかなというふうには認識しているところなんです。

○森戸座長 分かりました。一応、第2班から、

第6条の中に入れた場合の条文と、別条立てにした場合の条文が出ています。今の議論を聞いていて、別状立てにした場合の条文でいくと。ただし、湯沢議員からは、同じ文言が何回も出ているのはよろしくないじゃないかというご指摘もあるので、それを取り入れて、この二つの文章を一つにまとめて別状立てにするということは、第2班の議論を踏まえた上で、そういう文章を作るというのは、新しい提案としてどうなんでしょうか。

別条立てにするにしても、公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見をとあるし、参考人制度を積極的に活用してうんぬんとある、同じ言葉が何回も出るよというご意見があったんです。そこを一つにまとめることは難しいのかなんですね。

○斎藤議員 公聴会と参考人制度は別の制度なので、1本にできる方がいいということであれば、それを是非、教えていただければと思います。

また、別条立てにした場合に、それが、1文の文章で終わってしまうというのも、ちょっと見栄えがよくないのかなというのがありまして、また、意見を聴取するということと、政策的、学識等を聴取するという形で、それぞれ違うことを言っているんで、この二つを一緒にするのは、私は、なかなか難しいと思っているんですけども、できるのであれば、是非、教えていただければと思います。教えていただいた上で、第2班で検討したと思います。

○森戸座長 なかなか難しいですね。

では、今、そういう斎藤議員のご意見もあったんですが、自民党のご意見も取り入れながらとってはみたんですが、斎藤議員のご意見も一理あるところがあるので、この第2班の二つの条文で言ってみるということはどうでしょうか。それで、もう一回戻ってみるという、仮置きでね。

自民党は、どうしてもここは一緒の方がいいということではなかったかなと思うので、とりあえ

ず進んでみて。

○白井議員 時系列で見えていくと、恐らく、この第2班が作業した日の後に座長案が出てきたのではないかなと思うんです。要するに、これだけ努めるという言葉が並ぶということが、第2班の作業の流れでは想定できなかったんですね。だから、湯沢議員がおっしゃるように、シンプルにするとか、同じような言葉が出てくる、こういった読みにくい条文は避けるというのは、ごもつとも話なので、とは言っても、それをやりだしたらきりがないところもありますので、さっき言ったように、何をどこに、どのようにという観点で考えると、何をというのはもう、コンテンツとしては一致しているわけですから、いったん、別立てで置いた中で進めると。当然、ほかの条文もそうですが、結局、絵を書くときでも何でもそうですよね、アウトラインを書いて、大体、大枠を作った中で、細かいところを描いていくという形だと思うんです。だから、一個一個の条文で細かいところを精査していくと、その精査の仕方も多分、条によって精査の仕方も違ってしまうと、結局、また、おしなべて全体を見たときに、そういうことが生じることも多いと思いますので、私としては、いったん、これは確定ではないという前提で、精査する前提で、これで仮置きして進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○森戸座長 どうでしょうか、自民党。

○湯沢議員 仮置きというのは構わないです。ただ、これまで、この会議の中で、後で見直しましょうと言って、見直しが許されたことは一度もなかったんで、後で見直すということは、是非、お願いしたいというか、今、一条一条やっている部分があるので、その条文の流れというか、全体を整理する機会は、必ず必要だと思うんですよ。その段階の方がむしろ、私としては、大事な段階だと思っているので、そこは必ずお願いしますということだけ、申し上げておきます。

○宮下副座長 ちょっと、誤解があるといけないので、そういう、湯沢議員みたいな認識を持っていらっしゃる方もいるかもしれませんが、実際は、さっきも言ったように、前文も確定していませんし、もう一回全体を見直しますよということも言っているし、何回も言うように、同じ言葉が2回出てくるのはおかしいということも、私も言っているし、ですから、そういうのはまだ担保されていますので。

○森戸座長 見直してこなかったと言われると、まあ、そこは感覚の違いなのかもしれませんね。お互いに認識の違いがあるということで。

それで、本当は、第1班の方からも出ているものについて、前文も含めて提出していただいています。ただ、ちょっと正副委員長でそこまで時間がいなくて、次回、今日も2時間半ぐらい、正副でかけてやっていますので、きちんと皆さんにお示しできるようにしていきたいと思うので、ちょっと、棚上げになっているんですけれども、それはご理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、すみません、そういうことで、一応、別立てにするということの一つ、確認しました。ただし、これは仮置きだということですね。だから、事務局、作るときに、確定したところはいつも下線を引きますよね。特別に点線でやっていただけないかと。仮置き用の印が分かるようお願いしたいと思います。

○小林議員 今、座長の方でそのように言われたんですけれども、文言整理は第1班の方が請け負っていますので、そういった意味では、全部が点線と言え点線なので、あまり特別に扱う……、大事なご意見ということを申し送っていただいて、全部見直し。

○森戸座長 不一致があるけど、とりあえずここで一致させて、前に進もうという意味の、何か分かるような印ということで、すみません。

それで、あとは、自民党は、(1)と(2)は必要ないということになっているんですね。その点は、先ほど五十嵐議員からも、賛成している人たちの思いがあるというお話もあって、その辺りはいかがでしょうか。五十嵐議員とかからのご意見を聞いて、自民党の方で、何かご意見があれば。

○中山議員 ちょっと、会派の中で議論してないのであれなんですけれども、私、五十嵐議員のご意見は、別に否定するつもりは全くありません。

それで、参考人招致とか公聴会に関しては、いわゆる既存の法律で規定されているものですから、あえて、議会基本条例に、どういう形で取り組んでいくかというところの中で、私は、シンプルにという会派全体の方針を考えると、あえてそこまでこだわって入れなくても願意は満たされているんじゃないかなと思うんですが、ただ、条文の中に明記することがどうしても重要なんだという方のご意見も当然分かりますので、そこは、どういう扱いにしていくのかというのは、悩ましいところではあるかなと思います。

○森戸座長 悩ましいところであって、例えば、会派でもう一回持ち帰って検討するということができるのか。

○中山議員 自民党としては、今、分けるか分けないかの議論はあったんですが、基本的に、この代替案として提示している文章が、一番望ましいというふうには考えてはいるんですね。

ですから、そういうロジックでいきますと、あえて明記までする必要はないというか、願意を満たしているという意味では、シンプルにやってもいいんじゃないかなとは思ってはいます。

○斎藤議員 すみません、中山議員、その第6条の、今、自民党の第2項の、公聴会、参考人制度は別条に置けけれども、第1項の請願・陳情に関しては、座長案の(1)、(2)みたいな分け方は要らない、もしくは、陳述に関しては、特段、明記する必要はないという意見と受け取ってよろ

しいんでしょうか。

○湯沢議員 ちょっと、二つに分けて意見を言わせていただきたいんですけども、まず、陳述する機会を設けなければいけないという、中身に関しては、先ほど、ハンドブックの方で、ものとするという記述があるという話もありましたので、自民党としては、「なければならぬ」ではなく、「ものとする」という記述にとどめたいという主張をさせていただきたいと思います。

2点目として、条文の並べ方というか、形式的なものとしては、2項がこうなって、その下に号があるわけなんですけれども、柱書きがこうあって、その下に号が、このように並ぶのは、正直、ちょっとおかしいなというところはあるんですが、それは形式的なことですので、作業部会の方で述べさせていただきたいと思います。今の話の流れからいくと、作業部会でということになる内容だと思います。

○森戸座長 ちょっと、まだ作業部会ではないかな。ここで言ってもらった方がいいかな。

○湯沢議員 内容についてということですよ。

○森戸座長 そうですね。

○湯沢議員 ちょっと、この文章について精査していないんですけども、項があって、その下の柱書きがありますよね。その下の号で、また主語から始まるというのはおかしいのではないかと、まず、1点目は思っています。

○森戸座長 それは、直すことはできるですよ。おっしゃることはそのとおりなので。問題は、それがあから、これは削除すべきだということなのか、入れ込んでもいいけれども、そういう細かい文言の問題があるということなのか、どちらかということなんです。これでいいかどうかというのは、また一致すれば第1班に渡しますからね。

それで、項立てで号が入るとするのは、普通の条文でもある話で、決しておかしいということにはならない。

○湯沢議員 そういうことを言っているのではなくて、それはもちろんあるんですけども、項立てがあって、柱書きがあって、号立てがあって、その下が主語から始まるのがおかしいということを行っているんです。

○森戸座長 どういうことですか。主語というのは、「議会は」ということとということでしょう。

○湯沢議員 そうです。

○森戸座長 だから、それは、取ればいいわけでしょう。取ったら賛成できるということですか。

○湯沢議員 ちょっと、そこら辺の形式については、こっちもどこかで整理をさせていただきたいと思います。それで、案を出します。

○片山議員 というか、この自民党の案として出ているのが、ここに書いてあるわけですよ、代替案として、第6条として、1、2、3と出ているわけじゃないですか。だから、これを主張されているわけですよ。座長の案には賛同できないということで、こういったものを出しているのかなというふうに、私も受け取っているわけなんです。それが、なぜ請願・陳情についての議論があって、このような分け方をしながら作ってきたものだと思っているんですけども、それについて、反対されるような意見があるのだったら、それを今、聞きたいと思っているわけなんです。

○森戸座長 それは、さっき中山議員が、入れるほどのものではない、もう既に願意が満たされているから入れなくてもいいんじゃないかという意見はあったんですね。意見はあったんですけども、五十嵐議員が代弁しておっしゃってくださったのかなと思うんですが、やっぱり、ここに小金井市議会の特徴があるんじゃないかと。だから、それはやっぱり条文化をきちんとしておいた方が、内外に、市民に示す上でも必要なんじゃないかというご趣旨の発言があったかなと思っていて、ですから、片山議員がおっしゃるように、自民党案は、この(1)、(2)はないから、片山議員の

言うご議論も出てくるのは当然のことだと思うので、だから、自民党の中で、この（１）、（２）はまだ議論されていないということなんですか。

だから、そこら辺を整理していただいて、（不規則発言あり）代案を出す。ただ、代案を出すとか、入れ込むことに一致すれば、あとは第１班で精査していただければいいですよ。

○湯沢議員 さっきも申し上げたんですけども、まず、内容として自民党が気になっているのは、陳述する機会を設けなければいけないという、その「なければならぬ」の部分なんです。

○森戸座長 「ものとする」でもいいんです、それは。

○湯沢議員 内容の意味合いとしてはそれで、あと、単純な形式論の話として、さっき座長がおっしゃって、項立てがあって、号立てであって、それでいいのかというのは、ちょっと、これはおかしいと。内容はいいんです。内容はいいので、単純な言葉の並べ方というところで、ちょっと、こちらも考えさせていただきたいということです。

○森戸座長 内容はいいと。それでね、例えば、小金井市会議規則、請願の審査報告というのがあって、第１項があって、第１号、第２号とあるわけですよ。それで、第２項という形で進んでいるわけで、もちろん、主語が「議会は」というのがおかしいというのであれば、それは取ればいい話。問題は、この二つの項目をこの条文の中に入れ込むかどうか、そこで一致しないと、第１班に移せないで、そこをちょっと伺っているんですね。

○湯沢議員 だから、内容としては、別に異論を言うものではありません。どの部分ですか。

○森戸座長 （１）（２）。ただ、自民党の案では、片山委員がおっしゃるように、（１）（２）がないんですよ。ということは、要らないということなのかなと。

○湯沢議員 自民党は、意味合いとして、違うこ

とを言っているつもりはないんですよ。だから、要るか要らないかと聞かれると、ちょっと困ってしまっていて、意味合いとしては、同じことを言っているつもりなんです。単純に違うのは、条文の並べ方とか、言い回しだと認識しているんです。１号で言えば、審査に当たって、必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けると言っているわけで、別に異論を唱えるような内容はないですよ。

○森戸座長 では、条文の中に入れ込んでもいいということですね。

○湯沢議員 何か、趣旨がちょっとずれているんですよ。すみません、私も理解が及んでいないのかもしれないんですけども、入れ込む。

○森戸座長 条文の中に、この（１）と（２）の内容の趣旨を。

○湯沢議員 趣旨はもちろん、こっちは最初から入れているつもりですし。

○森戸座長 自民党の裏面の案では、議会は、議案、請願及び陳情を誠実に処理しなければならないという、これだけなんですよ。

○百瀬議員 この座長案なんですけれども、先ほど、五十嵐議員がおっしゃっていたように、要は、市長から出てきた議案と、請願・陳情は分けて、それぞれ意味が違うでしょうということを、ここで強調したいのが、この座長案であって、湯沢議員のおっしゃっている、この自民党案だと、結局、シンプルでいいんですけども、それぞれの意味合いが違うものが同列に並んでいるということに対する懸念があるので、こちらの方としては、細かい、市民の意見を聞く機会を設けるとか、陳述する機会を設けなければならないという、この後の文章は別にして、要は、趣旨として、市長が出してきた議案と請願・陳情は違うということを、ここで整理すればいいのではないかと。そういう認識を整理すればいいんじゃないかと思うんですけども。

○森戸座長 副議長は、何かありますか。

○露口副議長 恐らく、はたでお聞きして、自民党案の中には、例えば、今、言った第6条の第1項、議会は議案、請願・陳情という、誠実に処理しなければならないというのがあったわけですけども、提案の座長案、副座長案の中では、これを、言ってみれば請願・陳情の処理に関して、悪い言い方をすると、こと細かく市民の意見を聞く機会とか、陳述する機会、これは、五十嵐議員の方からも、大切な小金井市の議会の特徴だと言われたんですけども、これもひっくるめた中で、自民党案の条文だと、私は解せるんですね。

それと、やっぱり、湯沢議員がおっしゃっているように、座長もおっしゃいました、それから、斎藤議員もおっしゃいましたけれども、文言は後から変えていくとおっしゃいましたけれども、あまりにも、このままだと、「議会は、議会は」で、条文も、その後の（1）のところも議会は、議会はと始まっているので、号のところの（1）は、市民の意見を聞く機会ということだけですよね。号の2の方では、さっき言われている陳述ということ。この中の二つのことを、どのように一言で表現しているかというのを、自民党はおっしゃっているので、なおかつ、全体としては、いや、それは違うだろう、個々に書いた方がいいんじゃないかというような、そのように感じるんです。

だから、お互い、このことに関しては、言えるのは、恐らく自民党も、基本的には入れることには納得しているんでしょうけれども、こういう書き方でいいのというのが疑問なんだと思うんです。ただ、その書き方に関しては、座長も斎藤議員もおっしゃったように、それは後のことだということだから、そう言われてしまうと、また納得いくのかと。

その中で、やっぱり、中山議員が言っているように、後々、また元に戻ってこれも修正できるんだよということを担保すれば、これはそのまま進

められるんじゃないですか。

○中山議員 多分、ちょっと、会派の中でまだ、この件については議論する必要があるとは思っているんですが、私が申し上げたのは、自由民主党の第6条の案をお出ししている、2項ですね、議会は公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるといふ、この中に、今、斎藤議員がおっしゃった第2項の1号、2号が（不規則発言あり）違う、じゃ、私、誤解していたかもしれないですね。

○森戸座長 それで、今、百瀬議員がおっしゃってくださったんですけども、経過としては、当初は、市民と議会との関係の中に、市民の声を反映させる議会というところで、議会は、議案、請願・陳情の審議・審査をするに当たって、誠実に処理するものとし、というのが、当初の、これまでの、改選前のところで出てきた案だったんです。しかし、その後、第8条で請願・陳情という項目があって、議会は誠実に審査するとなっていて、同じことが繰り返されるということで、これは、一緒にした方がいいんじゃないかということになったんです。それで、ただ、議案と請願・陳情は違うので、それは分けた方がいいねということで、議案は議案の項目、そして、請願・陳情は請願・陳情の項目にしたと。なおかつ、陳述することができるという言葉は、きちんと入れた方がいいというのが、委員会全体の合意だったし、だっと思っているんですけどね、私は。それと、必要に応じて市民の意見を聞く会というのも、これは条文の中に入っていたので、前の条文の第6条第3項で、市民等の意見を聞く機会を設けるという言葉が入っていたので、それを一緒にして、また更に議案と請願を分けてまとめた案が、この正副座長案だったんです。だから、これはかなりシンプルにしたんですよ。

そういう意味で、この（1）と（2）について、盛り込むことに同意していただけるかどうかということになってくるのかなと思うんですね。

○湯沢議員 さっき百瀬議員にまとめていただいて、やっと理解ができました。すみません、多分、全体のところの認識が違って、これは私の個人的な認識でもあるんですけども、全くイデオロギーと関係なく、非常に形式的な話として、後半が一緒の文だと、前半はまとめるという認識なんです。普通の法令の法文法でいけばということです。それが、私が思っていた前提なんです。ただ、更に、正直なところ、ここを強調したいから、別の条にすることで強調するというのも、私にはよく、うまく理解ができなくて、法令なんだから、条文に書いていけば、意味として同じで、もっとドライなものだという前提の認識なんです。私の法律家としての、客観的な法文法の認識に対する理解です。

ただ、今、伺うと、そういうことではなくて、一人ひとりの議員の思いとして、請願・陳情というのを違う条立てにしたいという思いがあって、そうしたいということなんです。それに対しては、別段、特に異論を述べることはない、今、思いました。

○森戸座長 それで、結論的にはどうなりますか。

○湯沢議員 なので、請願・陳情を別の条にすることに同意できるかということですよ。

○森戸座長 別の項ですね。

○湯沢議員 項立てにするということ、それに関しては、はい、構わないです。条例というものはそういうものなんだなというのを、今の議論を聞いて、そうなんだろうと思います。

○森戸座長 以前、次長から説明があったように、他市も、何か、法文を見ると、いろいろ、それぞれの思いが入った条文になっている。だから、決して、私も法律家じゃないからよく分からないんですけども、法文の基準とか何とか、あるとは思いますが、それどおりには行っていないというのは、多分、あるだろうと思うんです。

最終、庶務調査係で更に精査していただいて、

やっぱり、これはおかしいとかいうところは、専門家に委ねなければいけないところはあると思うんですが、全体としては、皆さんの議論の積み重ねで来ているところもあるので、それで行くということ、よろしいですか。

では、(1)と(2)はこのままで行くということ、よろしいですか。それは確認させていただきます。

次に、では、自民党のバツというのは、三角ぐらいに格上げされたかな。

○湯沢議員 そうですね、趣旨として異なることを言っているものではないです。

○森戸座長 はい、分かりました。

次に、共産党から三角が出ています。市民からの政策提案等という、等を入れた方がいいということで、これは、第2項ですね。これは、ちょっと、新しい提案なので、共産党の方から言ってもらった方がいいのかな。

○水上議員 これは、ここに書いてあるとおりで、請願については、憲法で規定されていて、単純に、政策提案とだけは言いにくいんじゃないかということで、要するに、市民からの要求とか要望という面もあるわけですよ。だから、等という言葉も入れておいた方がいいんじゃないかということです。

○森戸座長 ということでありまして、これは、等を入れておいた方がいいのかなというのが、正副座長の判断です。

入れたいと思うんですが、どうでしょうか。いいですか。

○斎藤議員 これは、政策提案として、議会が受け取るということなんです。全く政策提案だと、そういう意味で言えば、文言としてあてはめるとすれば、これは要らないんですよ。請願・陳情について誠実に審査するものとするでいいじゃないですか。それを、政策として、我々は受け取るんですよという意味として、私、受け取って

るので、別にここで等なんか入れる必要は、私はないと思います。

でも、こだわりません。大勢には従います。

○森戸座長 いや、私たちも、そんなにこだわらないですね。では、要らないでいいですか。共産党の意見も却下です。

では、次に公明党の案であります。一つの案として、この条文に、第4項として追加をし、議会報告会を第6条に盛り込んだ方がいいというご意見であります。これは、議会報告会という、一つの目玉なんですよ。なので、座長のお膝元の案ではありますけれども、できれば、別立てで、正副座長としてはいきたいと思っているんですが。

先に意見を、公明党、どうぞ。

○小林議員 議会報告会自体が、実施計画というか、すごく具体的な話なので、それが条として載っているのが、バランスが悪いのではないかと、ところから、うちの提案が始まっているんですけども、内容としても、まだなかなか落としどころがついていないような内容で、実施することは決まってはいるわけですけども、そういった内容を、あまり、どんと書くというものどうなのかなというのが、いまだに懸念はしています。

いろいろ、議論している中で、納めどころのいい条というのが出てきたので、そういう中に入れることで、決して、地位を下げるものではなく、バランスが取れるのかなというのは、今日の時点では持ってきました。

○森戸座長 それで、すみません、私が、何か共産党のだけはどうぞとか言って、ごめんなさいね。不公正な運営をしております。

それで、今、公明党からご意見があったんですが、これは、2月24日の各会派の意見集約用紙を見ていただきたいんです。No.23です。これを見ると、公明党は、第6条に含めるべきだということで、A案。C案、別立て、第8条とするということが、7会派から出ています。みんなの党と小金

井をおもしろくする会は、第7条で述べるべきだと。広報・広聴に入れるべきだというご意見だったんですね。ここはそういう意見であります。

○斎藤議員 この第6条は、結果的に、第1項が議案、第2項が請願・陳情、第3項が議員提案、議員案という形で、うまく結果的にまとまったんですね。ですから、これはもう、これで完結しているかなという気がしているんですね。

そうすると、条の前の括弧書きがこれでいいのかなという気も、ちょっとしないではないんですが。第6条は3項目でまとめたらいいのではないかと私は思っています。

○森戸座長 そういうご意見ですが。よろしいですか。

○小林議員 今、コメントを言っておきますけれども、斎藤議員が言われたんですけども、私たちの提案しているところの条が、いろいろ変わっていつているので、以前の意見とずれていて、今日の会議の中でおさまりがついてきている第6条に入れるという意味ではないですね。広報・広聴か……、（不規則発言あり）そうそう、ということなんです。請願・陳情のところに入れるということではないんですね。ただ、条として立ておくのはどうかということが、一番の大きなところでございますので、それは確認しておきます。

○森戸座長 広報・広聴ということですね。

○小林議員 これも、もし、私たちだけの今の意見であるということであれば、条というのは、聞いてみればそうだなということが、今、ご意見があるところがあれば聞いておきたいですけども、そうでなければ、少なくとも項として入れるということは反対はしておりませんので、後で全体を見渡したところで、まだ意見があれば言わせていただければ、それで結構ですけども。

○森戸座長 では、そういうことでよろしいですか。

では、とりあえず、別立ての項にして、ここに

盛り込むつもりではなかったということですよね。広報・広聴ということですね。分かりました。

続きまして、民主党なんですが、ちょっと、この2点について、説明をお願いします。

○鈴木議員 今までの議論の中で、正副座長案の中で、一つひとつの文言についての意見を述べさせていただいているもので、全体の構成は正副座長案でいいのではないかとということでの、そういう前提での意見ということです。

例えば、それが今、ここに書いてあるとおりで、そういうことで書かせてもらった意見ということです。

○森戸座長 それで、正副座長で話し合いをしまして、一つには、誠実にというのは、これは、違和感があるんだけど、しかし、湯沢議員からもご意見があったと記憶しているんですけど、誠実にという言葉は法文上も使われる言葉であると。適切にというのは、なかなか、これは使われないけれども、誠実にというのは法文上も使われるケースがあるのでいいのではないかとのご意見もありまして、事務局も……。

○飯田議会事務局次長 適切、誠実の文言の使用でございますが、地方自治法でこの誠実と適切が使われているかどうか、ちょっと調べさせていただきました。例えば、地方自治法の第138条の2のところでございますが、こちらの最後の方に、自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うというような形で、誠実という言葉が使われております。それから、同じく地方自治法の第252条の17の5でございますけれども、こちら、組織及び運営の合理化に関する助言及び勧告並びに資料の提出の要求のところでございますが、こちら、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言もしくは勧告をしということで、やはり、適切という言葉は地方自治法でも使われているところがございます。

○森戸座長 適切もあるということですね。分か

りました。

ただ、同じ言葉が何回も繰り返されると分かりづらいので、誠実に限るというのは、これはいいのではないかとということです。

それから、第3項の、議会は、というのは、条例を提案するのは議員もしくは委員会なんだから、議員または委員会はとしたらどうかということなんですね。これは、たしかにそういうことがあるかなと思ひまして、次のように文言を直したらどうかというご提案をさせていただきたいと思ひます。

これは、議会は、はそのままなんですか。議会は、議員または委員会が条例等の政策提案をするに当たって……、あとは同じです。条例等の前に、議員または委員会が、を付けていただく。関係者等というのは、市民に直したらどうかと。市民との懇談などの手段により、経験を聞く機会を設けるよう努めるものとする。

それで、今、委員会がと言いました。地方自治法の改正があつて、委員会が条例提案をすることはできるようになったんですね。現状は、例えば、請願・陳情を採択して、委員会の委員名で提案議員となって、意見書を提出するとありますね。ただ、これを委員長も含めて提案議員になって、委員会として提案することもできるようにとということなんですよ。ただ、小金井市議会は、今はそうしていない、委員長は入っていない。だから、もし、委員会はというようになると、その部分は、議会運営委員会で議論する必要がある部分ではあるんですけど、ただ、地方自治法はもう改正されているので、委員会という言葉を入れることは問題がないのではないかなということが、ちょっと、事務局と話し合った結論なんです。

ということで、一応、議員または委員会がという言葉を入れさせていただくと。あとは、ちょっと議会運営委員会で、議案の提案の方法などについて議論していただくということかなと思うんで

すけれども。

これは、議会が、議員や委員会の提案した政策提案の条例提案などについて、市民の懇談やパブリックコメントの話もありましたけれども、そういう、意見を聞く機会を設けよう努めるものとするという意味で、この「議会は」というのは残しておいた方がいいということですね。

○鈴木議員 今の座長のご提案でいいんじゃないかと思います。

○森戸座長 よろしいでしょうか。

○宮下副座長 今のでまとまっているので、いいと思うんですけれども、一応、この条文提案の用紙の下のところを書いてあるんですけれども、誠実に、については、逐条解説でこのように述べるということが、一応、書いてありますので、それは、うちの方として。

○鈴木議員 もう一回、この条文、今の提案のところを、ゆっくり言っていただけますか。

○森戸座長 議会は、議員または委員会が、を入れる、それだけです。

よろしいですか。

それでは、第6条はまとまりましたでしょうか。では、第1班に送りたいと思います。

○片山議員 すみません、生活者ネットワークの、逐条解説の、この意見は。

○森戸座長 ごめんなさい、この文言は、ちょっと、正副座長のときにはなかったんですよ。憲法に規定された権利であることを、逐条解説に載せてほしいと。これは、載せることは、この表面にも書いてあるとおり、請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利というように載せてありますので、生活者ネットワーク、これでよろしいですよ。逐条解説ということで。

それから、こがねい市民会議の、第3項の、関係者等は市民の方が良いと思いますということで、これはさっき言った。斎藤議員の提案を取り入れて、等を入れるとまた分かりづらくなるので、

市民というようにさせていただいたということで、よろしいですか。

これで、大体、第6条はまとまりましたので、第1班に送りますが、よろしいですか。では、第1班の皆さん、よろしくお願いいたします。

それで、次に、No.25、第8条です。議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとするということでもあります。

今回の持ち帰りは、第1項のみで、条文案では、続けて第2項があるので、第1項が合意できた後、以下の2項について協議するとなっていて、これは、自民党が反対をつけられております。自民党から説明を、まずお願いいたします。

○中山議員 自民党は、以前から主張してまいりましたように、公平・公正な議会報告会を行うことを条件として、議会報告会の開催を了承してきたという経過から、必要なルール作りは、並行して議論すべきという考え方におきまして、ここの部分はバツとしております。

準備の観点から、年1回以上開催することの明記については、従来から議論があったと思いますが、こういった、事実上、運用するに当たって、多分、年1回のペースではやれるとは思いますが、ちょっと、そこについては、どうなのかなというところは、会派の意見としてありましたので、ここに意見を述べさせていただいたところでは。

ただ、最後の部分の、準備の観点から、年1回以上開催することを明記するという、ここの部分については、議会報告会の開催が前提となっていることから、ここはちょっと、意見ということで、まずは、この明記については、今のところは不一致という考え方でおります。

○森戸座長 年1回以上というのを不一致。

○中山議員 この第8条の、いわゆる持ち帰りの部分ですね。年1回以上の明記についてですね、ここは不一致ということでは。

○森戸座長 ということですね。

あと、改革連合からは、努めるものとするという努力規定にした方がいいということでもあります。何かご意見はありますか。

○五十嵐議員 前回申し上げましたので、特にはないんですけども、実態として、今、議会運営委員会の方で、いろいろ、ルール作りを提案しようとしていますので、実態としては、年1回以上するように考えてはいるんですけども、条文としては、努力規定でいいのかなと、やはり、そのように思っております。

○森戸座長 それで、ここは、議会運営委員会の方に座長の議会基本条例の議論として送っています。今、議会運営委員会では、各会派が考えていらっしゃる議会報告会の内容について提案してほしいということで、投げ掛けています。その辺りが、なかなか決まらなと、次に進めないのかなということがあるんですね。なので、議論を保留にしたいんですが、どうでしょうか。

それで、ただ、全体は、議会報告会の開催については一致していると見てよろしいですか。一致しているというのはだめですか、自民党。年1回以上がこだわるとおっしゃっていたんですが。

○中山議員 ルール作りの部分でこれから議論していくということですから、その方向で、運用が決まればきちんとできるかとは思っております。

○森戸座長 皆さんの方でありますか。白井議員、よろしいですか。

では、ちょっと、これは全体を保留にすることで、よろしく願いいたします。

今、懸案の課題は終わりました、いよいよ、議会と市長との関係に移りたいと思います。今、第9条の説明だけします。それで、皆さん、説明して休憩を取って、それぞれ、休憩後にまた議論するということがよろしいでしょうか。

それで、お手元に、第9条の市長と議会の関係があります。この第9条は、大体、基本的な原則

を、まず第9条でうたっているのかなと思うんですが、一つは、議会は、二元代表制のもとで、市長その他の執行機関と相互に独立対等で緊張感ある関係を保持するものとするということが、一つの条文です。二つ目には、議会は、市長等の事務執行が適正にかつ公正性、公立性を持って行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、政策提案、政策提言等を通して適切な措置を講ずるよう求めるものとするということです。

それから、3番目、議会は、議案等の審議に当たって、必要に応じて、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができるということです。

4番目、議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、必要に応じて、その政策形成過程の説明を求めることができる。

5、議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。議会は、市長等から質疑の論点・趣旨を確認するため発言を求められた場合には、その発言を求めることができる。

6、議会は、必要に応じて、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができるということでもあります。

これまで議論してきたことと、若干、文言が変わっています。それで、一つは、1番のところで、独立性を保持しというのが、前の文章であったんですが、あまり独立性を保持しというよりも、独立対等と言った方が分かりやすいのではないかと。それから、緊張ある関係というのも、緊張感ある関係という方が、文章としてはスムーズだと。それから、第2項は、市長はという文言でありました。この議会基本条例は、そもそも、議会の基本条例であって、市長が主語になるのはおかしいのではないかとということで、市長はという主語になっていたところは、全て議会はに言い換えました。したがって、ここも、第2項は、議会はというこ

とにして、そうなると、求めるものとするという文言にしないと、ちょっと、文言上、おかしいという話です。

○飯田議会事務局次長 こちらの、第9条第2項のところでございますが、これは、もともと、もう既にご議論してある程度固まっている第2条の第2項、こちらの方から持ってきております。こちらの、議会の活動原則というのが、議会運営の活動原則と変わっておりますので、そういったことから、こちらよりも、市長との関係の方が望ましいのではないかとということで、こちらの方に移す提案を、座長案として提案していただいております。

○森戸座長 すみません、私が間違えました。元々の、第2条の(2)の、市長その他執行機関等の事務執行があるとあるんですが、それをこっちに持ってきたんですね。すみません、ありがとうございます。

それから、第3項、これも、市長は、になっていたんですが、議会は、に直し、変えて、市長に求めるという形にしました。あと、第4項と第5項を、これを合わせたんですね。それで、第4項は、前の文章だと、適切に論点を整理し、議案の審議に当たって、質疑するものとするということになっていたんです。第5項は、これは、市長が議員から質問を受けたときに、議員の質疑に対して、分からないとき、反問権というほどではないんですけども、趣旨を議員に聞くことができるという文言を一緒にした方がいいということで、第4項と第5項を一緒にしたということですね。

それと、第10条に、市長報告とあるんですが、この市長報告というのを、わざわざ条立てでやる必要があるんだろうかというのがありまして、これを、この第9条に盛り込んで、議会はと置き替えて作り込んだということです。

そういう意味で、議会は、とか、議員はということで、全体的にはまとめたということで、市長

を縛るということはなかなかできないということがありまして、そのようにしました。

事務局、ほかに補足があれば言っていただけますか。大丈夫ですか。

皆さんの方から質問とかあれば、5分ぐらいあるので。

議会の権能である審議、それから監視、政策提言が全体的に盛り込めるようにするということと、資料の提出についても、3番は、ちょっと、結構苦勞したんです。元の文章は、全ての議員に対等・平等に情報を提供するものとするとなっていたんです。それを入れ込むと、文章上、何かおかしくなるというのがあって、当たり前なことなんだけれども、必要に応じて提出を求めることができるということに置き替えたんですね。これは、意味合いは非常に深いものが、実はここにはあったんです。全ての議員に対等・平等にという意味合いがここにはあったんですけども、それをあえて取りました。そうしないと、何か、文章が落ち着かなくなってしまうんですよ。

○白井議員 全体的には、もう一回、ちょっと休憩中に細かく見たいんですけども、一つだけ、第2項なんですけれども、これは、第2条から持ってきたということで、多分、細かいところは後で精査すると思うんですけども、第2条の審査をしたときに、たしか、湯沢議員から指摘があって、文章を変えたと思うんですよ。事務執行が適正、かつ公正及び効率的に行われているかどうかという文章に変えて、合意したような気がするんです。そういう認識でよろしいですか。

○森戸座長 はい、変えた認識で行っていただければ。公正及び効率的にですね、変えていますね。事務執行が適正、かつ公正及び効率的ですね。おっしゃるとおりです。

○斎藤議員 第6項なんですけど、すみません、教えていただきたいんですが、これは何を意味しているのか、ちょっと教えていただければと

思います。

○森戸座長 これは市長報告なんですね。市長報告は別立てだったんですね。それを、この中に盛り込んだという形ですね。市長等の報告を求めるといふ言い方に変えたんですね。

○五十嵐議員 その等というのは、どの辺をイメージしているんですか。

○森戸座長 それは、行政報告も含めて、委員会でも報告することもありますよね。そういうことでしたよね。（「部長とか課長」と呼ぶ者あり）市長以外の、そうですね。イメージしているのは、私は、行政報告かなと思ったんですけども。行政報告は、庁議を経て報告することになっているんですね。ある意味、機関としての決定事項になるかなと思うので。

そうしましたら、一つは、市長報告という別立てを、この第9条に入れるということが確認していただけるかどうかと、あとは、第4項、第5項の合体、それから、第2条の第2号を第9条に持ってきたということ、大枠はその辺りかなと思っ
ているんですね。細かいところは幾つかあると思うんですけども。あとは、市長は、というのを、議会は、に言い換えたということですね。よろしいですか。

○飯田議会事務局次長 先ほどの、第9条第2項のところは、ちょっと、前の文章を持ってきて、こちらの方で打ってしまいまして、申し訳ございませんでした。

一つ、ちょっと細かい点なんですけど、この文章で、公正かつ効率的をもってというの、ちょっと文章的におかしいので、公正かつ効率的に行われているか、の方がよろしいかなと思います。

第2項をお読みいたします。議会は、市長等の事務執行が適正、かつ公正かつ効率的に行われているか、監視・評価するものとし、必要と認める場合には、政策提案・政策提言等を通して、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。というこ

とになったと思います。

○森戸座長 かつ、が二つ入ったね。こうじゃないですか。適正、かつ公正及び効率的に、及びじゃないかな。かつ、かつが入っちゃったから。

○飯田議会事務局次長 大変申し訳ございません。ここのところ、かつ公正及び効率的に行われているか、という形になります。

○森戸座長 では、よろしいですか。

ここで3時休憩とします。

午後3時休憩

午後3時30分開議

○森戸座長 再開いたします。

議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

お手元に、先ほどの議論していただいた第2条の(2)のところを直したものを、休憩中に作っていただきました。事務局の方、お疲れさまでございました。ありがとうございます。これでいき
たいと思います。

それから、私がさっき、第6項の説明で、市長等の、この等というのに部局もと言ったんですが、ちょっと勘違いしてしまっていて、教育委員会とか、いろいろなものがあるので、それを含めたものであるということで、すみません、私の勘違いがありましたので、その部分は訂正をお願いいたします。

それで、ここの部分は、かなり、改選前もご意見があった部分です。改選前のたたき台素案についての各党派意見集約を見ていただくと分かるんですけども、共産党の方からは、政策の発生源、他市との比較検討などの説明について、重要事項案は市長が説明すべきであると。議会から求めることではないということで、第5項は、争点を明確にするためには、必要なことなので明記したいということですね。公明党からは、第2項を含め、この基本条例は、市長の政治的裁量権を制限するものではないというご意見を頂いています。

第3項の主語は、議会は、とすべきで、市長に対して求めることができる。それから、議案の送付については、庁議にかかわらず、原則、1週間前とするというご意見。それから、自民党の方からは、第1項の、二元代表制とは、市長の立場及び権能の違いを踏まえた上での表記という観点を、逐条解説に盛り込むべきであると。第3項については、議案の決定過程で、必ずしも全ての項目が適用されているとは限られないため、条文に明記せず、逐条解説で明らかにすることが適切であると。議案を提出するのは市長側からなので、市長が努めるものとしなければ、議案の決定過程でどの項目が適用されているかは、提案者である市長側にしか分からないことから、議会が求めても明示できないケースが発生してしまう可能性がある。第5項については、既に行われていることから、明記すべきと考える。また、市長から発言があり、議員が答える場合は、発言回数に数えないことにするという事ですね。

逐条解説に入れるべきということで、議案の送付は、現状においては、定例会開会1週間前という意見もあり、庁議で決定した直後をめぐりに送付すべきという意見もあった。つまり、私たち議会が正式に手にするのは、1週間前なんですね。しかし、庁議が終わるのは、あれはもう少し前なんです。10日ぐらいですか、（不規則発言あり）ものによりけり。ただ、定例会に提案するのは、大体、少なくとも10日前ぐらいまでには、私たちが手に入れるべきだと。ここは分かれたんですね、1週間前というのと、庁議終了後というのと、意見が分かれました。不一致で持ち帰りになっていることです。これは、第3項（1）から（7）についてということで、それは、大分前に皆さんにお示した政策形成過程が分かるものですね。発生源だとかいうのが分かるものとか、将来にわたる負担がどうなるのかとか、そういうものを含めたものを、当初の委員長案では載っていた

んですが、それは、削除することで一致しました。ただし、逐条解説で、全ての議案ではなく、必要な、重要な議案の説明の際に求めることについては、全ての委員で一致したと。しかし、逐条解説で明記するかどうかは持ち帰っているという事ですね。

それから、もう一つは、（1）から（7）について、議会が求めるのか、市長が努めるのかという点でも、持ち帰ることになったということになります。

それから、第4項は、市長との関係に盛り込むべき文言なのかどうかということで、議員の活動原則ではないかという意見があり、今後の検討課題になりました。

それから、第5項については、議員の発言回数に数え方について議論になりました。市長からや、何々議員、これについてはどうなんですかと質問があつて、それに対して議員が答える場合は、発言回数に数えないということとすると。議員が条例等の議案を提出した場合は、同様の規定が必要ではないかという意見があつて、これは、第14条に盛り込んだということで、第14条の方を見ていただくと、第14条の（5）、ここでも、議員の側、提案者側の反問権をうたったということになります。

大体、全体的な改選前の議論はそういうことだったかなと思います。

それで、思い返しながら、また、新しい方は、新しい目線でご議論いただければと思いますが、第1項から見ていきましょうか。1から7って、大分前に資料でお渡しした……、渡していなかったかな。ちょっと待ってください、どこかで出したような気がしたんだけど、ないですか。新しい方は持っていない。

（1）政策等の発生源、（2）検討した他の政策案等の内容、（3）他の自治体の類似する政策との比較検討、（4）総合計画における根拠また

は位置付け、（５）関係ある法令及び条例等、（６）政策等の実施に係わる財源措置（７）将来に渡る政策等のコスト計算、こういうものを出してほしいと。これを、市長は説明しなければならぬというようにしていたんですが、ここはかなり、意見の違いがあって、説明をしてほしいと言って、求めたらどうかという意見もあったんですよ。これについて、どのように検討したのか、明らかにしてほしいと。だから、市長から言うことではないというか、このあたりは、かなり意見は議論になったところですね。持ち帰りということになって終わっているんですね。だから、確定はしていないということですね。

自民党の方からは、第１項について、二元代表制とは、市長の立場及び権能の違いを踏まえた上での表記という観点を、逐条解説に盛り込むべきというご意見をいただいています。これは、自民党、何か思い出してきましたか。何かご意見があれば、ちょっと。

○中山議員 議論についてはよく覚えているんですけども、条例を、できるだけシンプルにするという意味では、今の段階になって、なくてもいいかなと個人的には思っています。市長と議会は、二元代表制で、対等かつ平等であるべきものではあるんですが、立場が違うということですね、議案の上程、それから提出、それから執行権者としての権限、議会側は、そういった行政のチェック機能、市長のやっていることのチェック機能という意味では、立場がちょっと違うのではないかと。ということで、そういったことを明記した方がいいのではないかと、以前の意見があったんですが、そこら辺は、当然、市長と議会では役割が違うわけですから、対等かつ平等といっても、逐条解説に載せるか、載せないかはちょっと置いておいても、そこら辺は分かるのかなと、今、一定の考え方はあります。

ただ、市民の方に、どこまで、そういった立場

の違いをご理解いただくかということが、ちょっと見えないものですから、そこの取扱をどうしようかなという、今の段階では、あえて複雑に、逐条解説等々でやる必要もないのかなと思っています。

○森戸座長 どうでしょうか。このあたりは、かなり、公明党もご意見を持っていらっしゃったと思うんですけども。

以前はいろいろご意見を頂いています。単純に、外見上だけで緊張感をかもし出すのは不要である。公明党だけが言ったら申し訳ないから、ほかの方もいろいろ、自民党も、同じようなご意見、先ほど言われたようなご意見を頂いていますし、当時のみどり・市民ネットからも、二元代表制を入れた方がいいというご意見のもとで、これは入れたんですね。

○片山議員 第１項についてですね。特に問題ないと思います。よくまとめられていると思います。分かりやすくなったのではないかと思います。

○森戸座長 自民党からは、逐条解説で、もうちょっと二元代表制の意味をきちんとした方がいいのではないかと、思っていたけれども、そうでもない感じですかね。

○中山議員 というのが、今、第１項の議論をしていますけれども、次の、第２項で、議会は、市長等の事務執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視・評価するものとしというような表現があるものですから、これは、市長と議会の、それぞれの立場を、もうこの第２項で含有しているんじゃないかなと考えていまして、以前、議会基本条例を前期で議論していたときと、大分、条文、条項が変わってきていますので、この段階において、こういう文章があれば、あえて逐条解説に盛り込む必要はないのではないかなと考えております。

○森戸座長 分かりました。では、第１項は、大体、よろしいですか。

次に、第2項です。第2項は、今、中山議員がおっしゃったようなこともあるんですが、新しい方で、何かご意見とか。

○**白井議員** 文章的には、この第9条全体もそうなんですけれども、大枠、問題はないかなと思って見ていたんですけれども、ちょっと気になったのが、確かに、さっき中山議員もおっしゃられたように、二元代表制の元でも、市長と議会の役割は違うというのは、前提にはあるんですけれども、一通り見ても、結局、ものとするとか、できると書いてあるんですが、権力とか、権能のバランスを考えたときに、一方的に、できる、ものとするだけで終わってしまっているような気がしまして、それが、果たして本当に対等で緊張感ある関係になるのかどうかというのが、非常に、この条文だけを見たときに、悩ましいなという感じを持っております。

例えば、多摩市議会さんの議会基本条例を見ますと、これは、小金井市議会にはない条文なんですけれども、決算、予算の連動という項目があって、その中で、議会の評価を市長に明確に示さなければいけませんと。次の項では、市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりませんと、こういった緊張関係をあらわすような文言が、条文の中には含まれています。この予算、決算の連動ということ自体は、小金井市議会には、今、含まれていないし、取組としてもないので、一概に、これを参考にしてというつもりはないんですけれども、ちょっと、具体的な条文提案ではなくて申し訳ないんですけれども、例えば、この第2項の、最後は適切な措置を講ずるよう求めるとするということに対して、市長のアクションとして、何かそれを十分反映させるように努めるというような文言があってもいいのかなと、ちょっと、全体を通して感じたところがございますので、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○**森戸座長** そうなんです。議会が表明しているだけで、市長は、拘束はほとんどないということ。

○**中山議員** 白井議員のご意見は、もうごもっともだと思います。ただ、最終的に、議会意思の判断というのは、議決によって決めるわけですので、そういう意味で言うと、考え方とか事業の優先順位などで、例えば、市長に対して、改善を求めて、仮に出てきた新たな政策提案や提言について、議会として認めるかどうかというのは、議決になるわけですから、そういう意味で言うと、必ずしも、そうなるかどうかというのを規定してしまうことが、確か、これも以前、そういう議論があったと思うんですけれども、いいのかどうかというところで、ものとするというような表現になっていたのではないかとということもあって、そこら辺、どうお考えなのかと、ちょっとご意見を聞いてみたいですね。

○**森戸座長** ということ、ものとするということですか。

○**五十嵐議員** 私は、最初のたたき台に比べて、正副座長案として出されたところは、説明にもありましたけれども、市長は、という出だしを変えていて、議会は、と変えています。このことは、たたき台を見て、ちょっと違和感を感じていましたので、私は、議会は、と変えていただいたことを了としたいと思うんですね。

そういう意味では、このように変えてしまうと、また、白井議員が求めるような文章も、なかなか作りにくいのかなという思いもありまして、議会基本条例だから、やっぱり議会は、ということになるのかなと思って、正副座長案の流れでいいのかなと、基本的には思います。

○**森戸座長** 分かりました。

中山議員は、先ほどのご意見だと、ちょっと、もう一回、あれですかね。

○**中山議員** 順次、今、議論しているんですけれ

ども、全体的には、すごくよく、正副座長案はまとまっているなど率直に感じておりますので、前期の議論のときよりも全体的にシンプルになっていますし、それから、解釈的にも、理解できる内容になっているので、今のところ、私は、ここの第2号までの議論ですけれども、特に問題はないと、個人的には感じております。

○森戸座長 白井議員は、適切な、例えば、措置を講ずるよう求めるものと言ったときに、では、それを担保するものというのがどこで取れるのかということなんですよね。多摩市議会は、一応、市長はということが入っていて、一定、そこが条文化できるかどうかということになると、市長部局とも、全体が一致して、入れた方がいいということになれば、市長にもちょっと、意見を聞かなければいけない部分になってきますよね。

評価はしたと。その評価したことについて、市長がどう判断するのか。

○中山議員 大切な議論だとは思いますが、結局、その市長の部分について、議会がどうこう言うと言い方が正しいかどうかあれですけど、議会の中で、議会基本条例で定義するべきものではないような気はしております。

○森戸座長 定義するものではないと。五十嵐議員もそういうご意見ですが、皆さん、いかがでしょうか。

○鈴木議員 民主党は、前回から、原案了承ということで表明しておりますので、それが、いろいろ検討していただいて、正副座長の協議の中でこういう形でわかりやすく整理されたということで、私は、これでいいと思っています。

○片山議員 第2項は、第2条から持ってきたということもあって、今、白井議員からの意見もあったんですが、確かに、ここについて、もし、強調するような文章が提案できるのであれば、一度、これは持ち帰ってもらったりしながら精査してもいいものかなと思っています。

○森戸座長 そうですね。市長が遵守はできないと思うんですけども、議会の意見を受け止めていただけるかどうかなんです。対応ができるかどうかの判断は、市長になっていくけれども、そこをどうするかというところはあると思うので、ただ、全体、議会基本条例ということから、議会は、という主語になっているというがあるので、そことの整合性もあると。

○白井議員 私としては、違和感があるというか、そういう感じを持っていました。先ほどのような意見を言わせていただきました。

いろいろな意見を頂いて、それを全部、是として受け止めたわけではないんですけども、やっぱり、誰かがおっしゃったように、確かに、議決そのものが、議会意思を執行部に対して表明することが、やっぱり重いということが、よく分かっていますので、ただ、私としては、まだ1年たつて、議会が議決したことで、本当に、それがどのように反映されていくかというのが、ちょっと、見えていないところがありまして、本当に、例えば、陳情の採決だったりとか、全てのことが採決されたとおりに動いているかというのは、私としては、まだ疑問に感じるところもありまして、そこが、私の中では符に落ちていないところがありましたので、こういう条文の中に入れるということも、一つ、手段としてあるんじゃないかと思った次第であります。

○森戸座長 そうですね。議会が議決したことで、市長は、拒否権を発動することができて、再議に付することができるという規定もあって、相当、市長の権限は強い権限を持っているわけですね。

ですから、議決したことが全て実行されているかということ、そうはならないこともあるということだと思わうんですね。

○中山議員 白井議員のおっしゃったことは、よく私も理解しています。

それで、一つ気になるのが、善し悪しは別とし

て、やはり、二元代表制のもとに対等・平等だという中で、議会側で、基本条例の中で、市長がこういうことを準ずるといふか、対応するべきだ、みたいなことを書いてしまうと、逆に、市長のされようとしていることに制約を掛けてしまうといふか、結局、対等・平等ではないんじゃないかといふような考え方になってきて、ちょっと、どうなのかなという疑問は持ってはいるんですね。

最終的には、それは、議決の態度で表明し、そして、それを執行部が受けて、市長を含めて従っていただくかどうか。従っていないようであれば、また、議員提案等々で改善を求めていくというような流れになるのではないかとはいっているんですけども。

○森戸座長 従わなかった場合が、往々にしてあります。例えば、去年、保育料が、年少扶養控除が廃止になって、自動的に上がった人がいたんですよ。これは、元に戻してほしいという陳情が出て、これは採択したんですね。採択をして、市長に迫ったけれども、市長は、それを、できないと言ってやらなかった。そのときに、議会は、条例提案を行って、保育料を、その影響が出ない、元に戻すという条例提案を行って、これを、最終的には可決したということなんですね。それで、市長がやらなかったことを、議会はやらせるようにしたという形はありますね。

そのときに、もし、ここで市長が再議に付したら、再議に付すことは通るわけですね。3分の2以上の賛成がなければ、議員案は通らないから、そうすると、現実的には、議員案は消えるという形になるという、この市長と議会の微妙な関係はあるなということだと思っただけですね。

例えば、学校給食なんかも、市民参加条例に違反するんじゃないかという話があって、その違反することに対する歯止めをかけるものは、何もないと。それでいいのかということが、確か、湯沢議員の方から、冒頭の、議会基本条例策定のどこ

かでお話がありましたよね。だから、本当は、議会の意思に従わなかった場合に、市長に対して何かを行うことができるみたいにするのか……。

○中山議員 座長のご説明はよく分かりました。私、まず、基本的に、議会基本条例というのは、理念条例で、まず、理念はどうあるべきかと。それに対して、従えるかどうか、我々は遵守していくということで、条例になるわけですから、当然、守っていくという方向で活動していくんだと思うんですけども、そうなりますと、じゃあ、今の座長のお話を聞いて、現実的などころを考えると、では、市長の権限が強んだということになると、ちょっと、話を蒸し返すつもりはないんですが、この第1項の、相互に独立で、対等で、緊張感ある関係というのは、これは嘘になるというか、そごが生じてしまうから、結局、この第4章の第1項は不一致になるというか、認められないよという意見も出てくるかもしれないじゃないですか。だから、私は、そういう意味で言うと、議案が出てきて、もしくは陳情が出てきて、議会の判断、意思によって、それが、市長部局が従わなかったらどうするかというのは、やはり、肅々と、議員案等々で対応していくと。団体意思で、議決できっちり決まっていますから。そういう意味で言うと、私は、そこまでガチガチにしなくても、健全性は保たれるんじゃないかなとは考えてはいるんです。

○森戸座長 この独立・対等という意味合いは、法律上の対等ではないんですね。言っているのは、ちょっと、逐条解説をする上でも必要だと思うので、あくまでも、お互いにかんかんがくがく意見を言い合える、対等・平等の関係であるということだと思っただけですね。

多分、どの学者を見ても、地方自治法上で言えば、市長は、アメリカの大統領並の権限をもっているというところは、多分、同じ解釈で、この不平等性はなかなか解決できないと。

○中山議員 その不平等性は、解決できるんですよ。なぜなら、市長も直接選挙で選ばれるからです。

○森戸座長 まあそうですけどね、最終的にはね。ただ、運営上は、なかなか難しいですよ。

小金井市議会は、何度も、再議に付すということを経験している議会なので、例えば、もう10数年前には、情報公開条例、大久保市長のときに、私たちは、議会で修正提案をしたんですね。しかし、修正提案をして、それは可決されたんです。でも、あのとき、12月定例会の中で、市長は再議に付して、1月の雪降る中、臨時会を開いて、お互いが折り合えるところで、たしか、あれは作ったのかなと思うんですけども、そういう状況があったし、それから、稲葉市長時代にも、予算の修正案を可決しましたけれども、市長からの再議が出されて、半年間、もうその繰り返しだったんですね。市長からは、開発予算を盛り込んだものを出してくる、議会は、開発予算を削除した修正案を出す。それは可決されるんですけども、再議に付したときに、議長裁決になって、たしか、私は否決し続けてきたと。それが半年間、暫定予算でずっと来たということも、議長だったときで、否決し続けてきたという。それを、ずっと否決し続けてきても良かったんですけども、そこは、附帯決議という形で、議会と市長との折り合いの中で、再開発予算を凍結するという附帯決議のもとで、市長も、それを約束すると言ったはずだったんですけども、附帯決議可決後、2か月ぐらいで、市長は再開発予算を凍結解除して執行したという流れなども、大雑把な話で、不正確なところがあつたら申し訳ないと思うんですが、そういう、議会と市長の関係は、常に、小金井市の場合は緊張関係にあつたということですね。

○中山議員 座長の経緯はよく分かりました。

それで、私自身は、個人的にも、この第2項までの議論の中では、この正副座長案に全く異論は

ないんですね。これに、もし異論があるということであれば、先ほど、片山議員がおっしゃったように、こうしてほしいという案を出していただければ、それに対して、同意できるかどうかということになると思いますので。

○森戸座長 そういうご意見もありますので、この第2項は、ちょっと持ち帰っていただいて、それぞれ、今の白井議員や片山議員のご意見、市長は、このことに対して何もないのかということですね。その点は、持ち帰って検討していただけないでしょうかということ、第2項は保留にしたいと思います。

大枠は、皆さん、これでいいということですね。

○飯田議会事務局次長 参考までに、こちらの監視的機能でございますが、こちらは、意思決定機関としての議会というのが、そもそも、意思決定の過程を通じて、執行機関に対する監視機能の役割を果たしているところでございますけれども、地方自治法上、直接の監視権ということで掲げているのは、地方自治法の第98条第1項の検査権、あるいは地方自治法第98条第2項の監査の請求権でございます。こちらについては、直接的には、何らの法的効果を生じるものではなくて、議会といたしましては、予算や決算、条例等の審議ですとか、一般質問でただすなどのことによつて、行政執行の更なる適正化を図るということで、これで、もしだめな場合は、地方自治法第100条の調査ですとか、あるいは、長の不信任決議というふうに発展するということにはございますけれども、監視機能によつて何ら法的効果というものを生じるものではない。議案の審議、それから、一般質問でただす、こういったことで、執行機関に対して求めていくという形に、基本的にはなろうかと思っております。

○森戸座長 監視機能によつて動かされるものではないということですか。

○飯田議会事務局次長 監視機能によつて、この

監視機能を行使したところで、法的な効果というのは、何ら生じることはないということで、そういった検査権とか、監査の請求権によって監視機能を発揮した場合、その結果をどうするか、予算や決算、条例等の審議ですとか、あるいは一般質問でただすなどによって、議会としては、執行機関に更に改善を求めていくという形、基本的にはそういう形になってくるかなと思っております。

○森戸座長 そういうことも含めて、ありますよね。

では、ここは、市長がどうするかということについて、こうした方がいいという具体的な文言を、是非、ご提案いただきたいと思います。（「これは意見シートを配って」と呼ぶ者あり）意見シート、そうですね。意見シートをお渡しするようにしますので、よろしく願いいたします。

次に、第3項に行きます。議会は、議案等の審議に当たって、必要に応じて市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができる。これは、先ほども言ったとおりですね。必要に応じてとあるんですが、前の文章は、十分に調査ができるようという、大分前の文章はそうになっています。適切に……、十分に調査ができるよう、ですね。

○中山議員 自由民主党小金井市議団は、前期において、意見を述べてはいるんですが、これは、当時の条文案に対する意見でありまして、現状、この第3項、あと、関連して第4項にもなるかと思えますけれども、この文章であれば、特に、当時の意見はここにあって言う必要はないかなと思ひまして、具体的には、要は、議会側が求める資料や説明について、具体的に記述してしまうと、それに当たらないものも含まれてしまうということで、その懸念性があることと、それから、市長はというような表現に、確か、なっていたと思ひますので、それに対する是正の意見だったと思ひます。この現状の、正副座長案であれば、特に意見はございません。

○森戸座長 ということですね。これは、いかがでしょうか。

○片山議員 これも、大分、最初の提案から弱まっているというか、いろいろとあるんだと思うんですけども、必要に応じてというところとか、ちょっと、これもできれば持ち帰りたと思ってるところです。もう少し工夫した言い方ができないかなと思うところです。

○森戸座長 これは、十分に調査できるよう、というのは、何か事務局、ありましたか。

○片山議員 これはお聞きしたいんですけども、委員会とか本会議での資料請求とか、そういうことを考えて書いているものなんでしょうか。多分、前の提案された原案の方では、恐らく、そういうことではなかったかなと思っているんですが。

○森戸座長 そうですね。前の場合には、計画や条例の制定及び改廃並びに予算の提案に当たっては、全ての議員に対等・平等に情報を提供するものとする。だから、つまり、どこかの会派は早目にこの情報を知っていたということがないように、同時期とは言わないまでも、少なくとも、同じ時期には予算の中身が分かるようにしなさいよという意味だったんですね。だから、ちょっと、そういえば変わっていますね。

○飯田議会事務局次長 先ほどの、十分に調査ができるよう、のところでございますけれども、議案等の審議に当たって、議員が調査をするのは当然のこととございまして、ただ、こちらのところにつきまして、これを入れることによって、文章が長くなるということで、シンプルさを求めて、正副座長と相談いたしまして、こちらは削除したところでございますけれども、場合によっては、必要に応じての前に、十分に調査ができるよということを入れるというのは構わないと思ひます。

○森戸座長 短くしようというので切っちゃったんだと思うんですね。

以前も言いましたけれども、予算なども、大分

前の話を、ある会派の議員の方が言っていたのは、与党には、先に予算が示されていて、復活折衝というか、予算について、これを盛り込んでくれということを要求することができるという話があったということで、もし、そういうことが事実としてあるならば、それはおかしい話で、予算についても、第1次案の段階で公開をしていくべきだということだと思うんですね。

その辺りが、不平等性はないのかという意味で、対等・平等に情報を提供してほしいということなんです。これは、共産党が情報公開請求しても、出せませんと断られるんですね。情報公開請求、第1次案を。そういう意味では、意思形成過程情報だということであるわけなんですけれども、最終、結果だけが知らされると。しかも、1週間前という状況で。

○中山議員 ちょっと、考え方はいろいろあると思うんですけれども、私、昔は議員ではありませんでしたので、どうか分かりませんが、現状を考えると、市長がどういう形で予算編成の処理をされているか、全ては知りませんが、多分、庁議に経ないものを、与野党関係なく、与野党という表現も、私はちょっと違和感を感じるんですけれども、要は、特定の会派に先に出すというようなことは、ないと思うんですね。あれば、私は、それは問題だと思っていますし、市長も、そういう庁議を経ないものを、一般的には、個人的に開示はできないと思うんですね。そうしますと、例えば、各会派で、議案説明なんかを受けていらっしゃると思うんですけれども、多分、それを受けている時期としては、それは、1日2日のずれはあっても、大体、同時期にやられていると思うんです。当然、全会派の方に、物理的な時間がありますから、同日に、一度にどっとはできないわけですから、それは、数日のずれはあると思うんですけれども、基本的に、私は、同じタイミングでやっていたらいいと思っていますし、それから、

最近、議会が始まってから、追加議案が上程されてきますね。こういったものは、座長も今、おっしゃっていたように、共産党なんか、特に、もっと早く提示するようにというような指摘がある中で、特定の会派や、特定の人だけが、事前に余裕を持って知っていて、そこで予算編成の中身を覆すとか、事業をこのように変更してくれという要望を反映させるというのは、ちょっと、現実的に、今、できないのではないかと考えていまして、私は、そこら辺は、全く問題なく、全会派平等にやられているということで、健全性は、議会の中で保たれていると考えています。

○片山議員 これは、多分、いろいろな議案、いろいろなものの審議に当たって、どのように適正な審議ができるかということでのものだと思うので、平等、不平等というよりは、もう少し、今の現状なんかを見ながらの提案、予算よりも、もう少し前に何らかの説明があったり、そういったことというのが、やはり、必要なんじゃないかというのが、恐らく、皆さん感じていらっしゃると思うんですね。

だから、もう少し、この文言、工夫が何かしらできないかなという気はします。

○森戸座長 では、これも、ちょっと、前の文章と比べると、かなり変わっているところがありますので。副座長、これはあくまでも、たたき台なのでね。

○宮下副座長 たたき台です。これに限らず、一応、正副のたたき台ということで、毎回、出しているんで、一応、そういった認識でいいと思いますけど。

○森戸座長 今日、初めてだから、持ち帰って検討していただければと思いますが、持ち帰るに当たっては、前の条文も含めてご覧いただいとっておりますので、よろしいでしょうか。

では、次に行きます。第4項ですね。政策形成過程の説明なんです。これは、いかがでしょうか。

これは、必要に応じてと入ったのは、全てではないですよという意味なんです。そういう意味で、これを入れたということですね。これは、他の議会も結構、この文言で入っているんですよ。栗山町議会なんかは入っていましたね。

○中山議員 第3項と同様で、議会が、市長が提案する議案に対して、きちんと精査するためには、このプロセスというのは必要かなと思ってまして、この明記については、特に異論はありません。

○森戸座長 ほかにありますでしょうか。

○片山議員 すみません、質問なんです、これは、多分、最初の原案だと、政策決定過程と書いてあるのかな。それが、政策形成過程に変わったということではないんですか。

○飯田議会事務局次長 こちらは、他市の例などを参考にさせていただいて、決定というよりも、どちらかと言いますと、形成していく過程の説明を求めていることが多いのかなと思っていて、決定でも構わないんですけども、形成という方が、プロセスという感じがいたします。ですので、ほかの市の例を参考につくった正副座長の案ということで、お示ししておりますので、これはこだわらないところでございます。

○片山議員 あと、もう一つは、原案には、事業も入っていたりとか、議案として提案というところがあつたんですが、それが、そういう形ではなく、必要に応じてという形になったので、これは、議案としてということではなくても、何かしらあれば説明を求めるといったことですね。

○森戸座長 そうですね。議案とはしていないですね。計画、政策、施策、その中には議案も入るといったことだと思います。

ただ、市長がこれに答えるかは、また別の問題なんです。ここは、市長部局も、かなり抵抗があったところですよ。ちょっと難しいかなという感じでしたね。

それで、ちょっと今、なかなかご意見が出ない

というのは、初めて見たというのもあると思うんですよ。（不規則発言あり）わかりました。

では、一応、4はいいですか。

○白井議員 細かい話なんですけれども、この第4項の最後、政策形成過程とあるんですけども、その前の行で、計画政策等についてとある中で、政策形成過程と言うと、何か限定的かなど。言葉の遊びになってしまうんですね。ですから、政策を取って、形成過程で、それらとか。

○森戸座長 そうですね、その方がいいんですね、ダブってしまう。その政策は取ってもらうということですね。

では、次に5番目にいきますね。一致でいきたいんですが、ただ、ちょっと一抹の不安が残るので、とりあえず、全部、提案用紙にして、よければ丸で、意見があればとしておいた方がいいかなと。今日、初めて見られたので、もう一度読み返してみたらということもあると思いますので、ちょっと、念のため。一応、一致はしたということですね。2、3は完全に持ち帰りですね。

次に、5番目です。議員は、議案等の審議に当たっては、適切にという、当たり前なことなんですけど。あと、議会は、市長等から質疑の論点、趣旨を確認するため、発言を求められた場合には、その発言を求められることができます。

○五十嵐議員 ちょっと、ここに違和感を感じるんですね。認めることができるという表現なんですけれども、議会は、でしょう。市長側から、質疑の論点、趣旨を確認するため発言を求められた場合には、ということは、この文章どおり読むと、質問の意図がちょっと分かりにくいので、それはどういう意味ですかということですよ。当然、質問している人は、その発言に対して答えないといけないと思うんですよ、聞いているわけですから。なのに、ここでは認めることができるという言い方になっていて、これはちょっとおかしいかなと思うんですが、どうでしょうか。

○白井議員 これは、認めることができるというのは、認められる対象は市長等ですよ。

○森戸座長 いえ、議会の議員……。

○白井議員 違いますよ。議会は、認めることができるで、誰が誰に対してというのは、市長等に対してですよ。

○森戸座長 違うんですよ。市長等が、議員に対して、発言を認める。つまり、こういうことなんですよ。これは、何でもかと言ったら、議会はということの主語にしているから、分かりづらいんです。つまり、市長が、誰々議員が質問された、意図がよく分からないと。そのときに、はいと手を挙げて、あなたの言っていることは、こうこう、こういうことでいいんですかということを使う。それに対して、議員は「そうです」と言うのか、「いや、それは違うよ」と言うのか、議員はそこで答えるということなんですよ。

本当の反問権というのは、そういうことではないんですよ。一応、反問権の範囲に入れてしまったんですけども、普通は、あなた、そう言うけど、じゃ、その財源、どうなんだと。そういうことを議員に聞くと。その議員が、いや、そう言うけどと、これが反問権なんですよ。でも、そうすると、永遠にその議論が続いて行って、終わることがないんじゃないかということもあって、だから、そういうのは難しいと。なので、あくまでも質問の趣旨が分からないときに、市長が議員に聞くことができるというふうにしたんです。（不規則発言あり）認めることができる、表現ですね、そこは分かります。だから、発言を認めるものとする。だから、議会が、できる、でいいのかということでしょう。それは、いろいろだと思いますので、皆さんのご意見を頂ければ。

○中山議員 やはり、座長がおっしゃったように、延々とループしていったときに、どこで止めるかというのはあると思うんですよ。だから、それをどうしようということをおっしゃっていただんですけど

も、でも、現状、議会の議事進行なんかを見ますと、あまり、どっちも一緒かなという思いもあって、議事進行だって、あれは、延々とやろうと思えばできるわけじゃないですか。ですから、あえて、そこをどういう表現にするかというのは、ちょっと今、それがふと頭に浮かんだものですから、そこに座長に指されたものですから、ちょっと悩んでいるところです。

○森戸座長 本来は、議長と委員長が、議事整理権の中でやるというのが、在り方としてはあると思うんです。ただ、なかなか、そうは言っても、分からない場合もあるので、市長が直接的に、議員に対して、ちょっと、それを今、言われたんだけど、よく分からないので、もう一回言ってくれと。そのときに、五十嵐議員が言うように、それに答える必要がないということがあるのかということですよ。

○斎藤議員 本当の意味での反問権とか、議員間の討議というのか、もうちょっと、こればかり言って本当に申し訳ないんだけど、これも、議会改革の中でやることであって、今回の条文を作る上では、この程度の表現であれば、私は、今、座長がおっしゃったように、委員長の議事整理権の中でやってきていることだし、その発言を1回の質問に含めないというようなことは、ここで条例上、うまく整理できるのかなということで、場合によっては、市長が、自主的な反問をするということにも使えるかなということで、それはいいのかなと。

ですので、本来の意味の反問権や、議員同士の討議というのは、別のところでやっていただければいいなと思っていました。

○森戸座長 それで、五十嵐議員からは、これは認めることができるでいいのかと。認めるものとするじゃないのかということなんですよ。それは、どちらでもいいと。

まあ、認めるものとする、なんだろうね、論点

を整理する意味では。

では、認めるものとするということにして、皆さん、これも持ち帰っていただけますか。これは、大体、いいんじゃないかと思うんですけどね。

○片山議員 私も、この文章がよく分からなくて、発言を求められた場合には、その発言を認めるものとするでも、認めることができるでも、ちょっと、ここは、文章としての精査を持ち帰ってした方がいいかなと。

○森戸座長 一致すれば、ちょっと、文章は一般で考えていただきたいなと。

○五十嵐議員 自分で問題を投げかけておいてあれなんですけれども、どういう想定かなと考えたときに、これは、発言を認めるのが、議長なり委員長なり、そういう人たちということになると、認めるものとするでも、認めることができるでもいいのかもありませんね。ただ、それがいいから、何か、ちょっと、議会はになっている気もするんですね。そういう意味では、ちょっと、文章はもう少し考えた方がいいかなと。

○森戸座長 ああ、そうか、議長ね。議長は、委員長は、議会がいい。では、議会はということも含めて、議長または委員長は……。

だから、議会はと入れないで、市長等から、質疑の論点、何とかを確認するためということにしますか、議会というのは入れないで。発言を求められた場合には、議会は、市長の発言を認めることができる。全体的に一致すれば、第1班にお願いしたいと思います。内容的によければ、今の意見も踏まえてということで。

○渡辺（ふ）議員 すみません、言い回しも含めて投げるのかもしれないですけども、議論の論点、趣旨を確認するため、発言の許可を求められた場合には認めることができるものとする、みたいな感じの方が、すっきりして分かりやすいのかなと思いますけど。

○森戸座長 許可を求められた場合には、認める

ことができる。

○白井議員 逆に、ここは取ってしまっているのかなと思うんですね。何でもかと言いますと、さっき、どこかでお話があったように、議長の議事整理権の範囲でやっていることであって、それを言い出すと、例えば、どこかに議事進行のことも書くのかみたいな話も含めてあると思うんです。これは、そんなに、ここに書かないといけないことなのか、何か、具体的に書き出すとやぼったくなるし、議会は、以降ですね。だから、最初の文章はそのままイキで、議会は、以降、もうまるっと取ってしまう。（不規則発言あり）いや、これはね、私は、入れておいた方がいいと思います。必要なことだと思います。

○片山議員 それは反対です。今、行われている、反問的なものの補完ぐらいの表現だけでも、そういったこと以外にも使える可能性を含んだものとしては、私は、入れておいた方がいいと思っています。ただ、文章は精査した方がいいかなと思います。

○中山議員 実は、作業部会で文言等をまとめてもらえればいいのかと思っていたんですが、この場で方針が決まらなると、作業部会で、多分、作業できないと思うので、ちょっと意見を申し上げますと、やはり、一つの条項というか、号の中で、主語が二つ出てくるというのは、ちょっとなかなか、まとめにくいので、例えば、この二つ目の、議会はのところを取って、前の文とつなげるというか、「質疑するものとし、」という形でつなげていけば、うまくまとまるんじゃないかなと。ただ、それは、作業部会の方でうまく議論してもらえるかなとは思ってはいるんですが。

○森戸座長 議員は、から始まって。今のご提案もありましたので、そこも含めて持ち帰っていただけないかと。取った方がいいのかなというご意見もあって、ただ、取るのは反対という意見もあるので。わざわざ市長に権限を与えるのもどうか

という意見もあるんですね。

どうぞ、どんどん意見を言ってください。

○鈴木議員 現状、意見はいろいろありますけれども、不規則発言ではあるけれども、正式な発言としての反問権ということはないんですよね。議員の方から見ると、議事進行ができる。ただ、その中で延々と続くようであれば、議事整理権の中で、議長なり委員長が整理するというのが、現状、行われている。そこに対して、質問の趣旨を質すという意味で、市長の質問というのを受け止めることも必要なのではないかという条文だ。そこで、議員は、適切な質問の方を、こういう質問の仕方を、質疑するものとするとして、それに対して、今度は、市長に発言を求められた場合に、議会がそれを認めることができるものとするだから、認めるか認めないかも、そこは、議長なり、委員長の判断ということでしょう。議事整理権の中でそれを行うということであれば、やはり、ここは取るべきではないと思うし。

ただ、五十嵐議員の言うように、認めることができるという、弱い表現でいいかという、そのところは、まだ議論が必要だと思うんです。基本的には、それは市長からの質問趣旨を確認する意味での質問というのは認めるべきだと思っているので。ただ、言い方として、あまり回りくどくなくてもいけないという思いはあります。分かりやすくあってほしいと思うので。だから、そのところ、大方の意思が確認できれば、その細かいところは、作業部会に送って議論してもらいたいかなと、私はそのように思っているんですけども。

○森戸座長 そういうことだと思うんですね。

それで、これは、論点整理ということがあって、意見が政策的に分かれたときに、お互いが、例えば、議員の中でも意見を出し合う、市長からも、その説明を求めると。そのときに、きちんと論点が整理ができるかどうか、その整理ができたこと

を、きちんと市民に説明がつけられるかどうかという目的だと思うんです。だから、単純に、なければいけない部分でもあるんだけど、私たちの、この論点整理の力を、どれだけ高められていくかというところが、非常に問われるところなのかなというのがあって、ここは、盛り込んであるかなと思っているんですね。

かなり、思い出さないんですけども、議会としての、市民への説明責任がきちんと果たせるかどうかというのは、いろいろな場面、場面で問われてきたんです。だから、そのためには、やっぱり、議論しないと高まっていけないということがあるので、そこをどう、ここで盛り込むかということだと思います。

なので、基本的に、入れるかどうか、それから、認めることができるを、認めるものとするということにするかどうかですね。その辺りが決まればいいのかなと思うんですけどね。

○五十嵐議員 私は、この文言は入れた方がいいと思っているんですね。現状、多分、市長部局、その話の成り行きで、そういうような発言だと思いますがと言いながら答弁するときもあるだろうし、もしかしたら、そういうことでしょうかと言ってしまう部長とか、いるかもしれないんですけども、本来、基本的には、向こうから、こういう意味ですかと言うことはないですよ。言っただけでいいと、みんな思っているはずだから。私は、その論点の整理をするために、これはあった方がいいとは思いますがね。

○森戸座長 手法として、論点をぼかす場合もありますね。テクニックとして。答弁を避けているとかね。

だから、そういう意味では、それは別として、論点を整理するという意味では、必要なことかなということですね。

全体的には、どうでしょうか。盛り込んでいくということは、いいですね。白井議員、そもそも

外すつもりではないと思っていますので。

では、これは、大体一致でよろしいですか。

あと、ちょっと、文言の整理とかは、いろいろありますので、そこはもう第1班にお任せしたいんですが、中山議員、いいですね。大体一致したので。市長のところを盛り込むことも一致しましたので。

○片山議員 作業部会で見ると思うんですが、ほかにも、お持ち帰りになっているということで、全体に提案してくるので、精査した文書を皆さんから出してもらえると作業部会ですり合わせたいと思います。

○森戸座長 一致しているけれども、もう少し分かりやすい文章に、私だったらこうできるというものがあれば、それは、是非、提案をお願いしたいと思います。

次に、第6項です。議会は、必要に応じて、市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。これは、主には市長報告なんですけれども、市長報告というのは、ちょっと、局長、どういふときがあるか説明していただいでよろしいですか。

○加藤議会事務局長 市長報告については、このハンドブックの中で、いわゆる議会運営委員会の委員会決定の中だと、52ページなんですけれども、委員会において、政治問題として何らかの対応をすべきであるとの結論が出た場合に、委員長は、議長にその旨を申し入れて、議長は、委員会からの申し入れを、議会運営委員会に諮問し、その取扱を協議する、こういう申し合わせがハンドブックの中にあります。

また、市長の方から、いわゆる委員会ではなくて、本会議の中で重要な事項について、今定例会の中でも、一度あったと思いますけれども、そういう形で、本会議の場で書面をお配りした形で、市長報告をするということで、基本的には、市政の重要事項についての報告という位置付けになっ

ております。

ちょっと、補足で申し上げますと、委員会の中で、行政報告というのがされていると思いますけれども、あの行政報告については、特に、何か決まりの、何か規定されているというものはございません。言ってみれば、事実上の、部局側から議会に対して情報提供という意味も含めての、報告という位置付けでされているという形の、そういう二本立てになっている、市長報告は、今、申し上げたような、より、かなり重要事項について、しかも、本会議で、文書を配付した形で報告すると、こういう位置付けになっております。

○森戸座長 ということです。

これと、前のたたき台の文章では、市長は、となっていたんですね。それを議会は、と変え、先ほどの局長が読み上げられた、52ページ、政治問題として何らかの対応をすべきであるという結論が出た場合に、委員長は議長に申し入れ、議長は、委員長からの申し入れを議会運営委員会に諮問し、その取扱を協議するという流れになっています。

問題は、これと、その次の第11条の、全員協議会との兼ね合いなんですね。第11条は、市長が都市計画及び重要政策等に関して、議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとするとしてあります。これは、市長から全員協議会の開催を求められた場合に、議長は速やかに対応すると。議員が、全員協議会の開催を要求した場合は、議長が速やかに対応する。

○飯田議会事務局次長 全員協議会の規定でございますけれども、全員協議会というのは、事実上の会議ということで、ほかの市の例で、どういうものがあるかということをお調べしたところ、全員協議会の規定がないところがほとんどでございました。申し上げますと、多摩市、調布市、東村山市、小平市、八王子市、会津若松市、栗山町で、いずれも規定はございませんでした。

規定のあるところで、流山市の例があるんです

が、流山市につきましては、全員協議会について、必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱で定めるものとするの一文だけで、こと細かに議会基本条例に規定しているという市は、なかなか見当たらないかなと思っております。

○森戸座長 この全員協議会は、小金井市の場合と、他市の場合と、かなり違う場合があって、他市の場合、議案を全員協議会で説明して……。

ちょっと休憩します。

午後4時52分休憩

午後4時54分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、全員協議会の位置付けは、それぞれの、他市、まちまちということで、ご理解いただければと思います。

それで、時間がそろそろ来まして、ここの部分は、市長等の報告を求めることができるということで、これはよろしいでしょうか。

○斎藤議員 ですから、ここで言えば、その次、たたき台では、第10条の市長報告をここに入れてしまえばいかどうかということだけ、皆さんに聞いていただければと。私はこれでいいと思います。

○森戸座長 別立てにするか、第9条に入れるかどうかということですね。

前のたたき台は、市長は、が主語になっていたのを、議会は、に変えたということですね。

では、よろしいでしょうか。

そうしましたら、この第1項から第6項まで、お持ち帰りいただいて、また、協議させていただきたいと思います。

本日は、策定代表者会議を終了したいと思いますが、よろしいですか。

○宮下副座長 すみません、最後の締めで、第1項から第6項まで持ち帰るという表現の部分で、第1項と第4項と第5項と第6項は一致が前提と

なっていますから、それで、純然たる持ち帰りは、第2項と第3項という。

○森戸座長 ただ、あまりそうしない方がいいかなど。大枠で一致しているぐらいにしておいて。ただ、持ち帰って見たら違っていたということもあるかもしれないので。大体、大枠は一致したかなど。この場では一致したとしておいて。

一応、全部持ち帰っていただくということで、お願いします。

では、本日はお疲れ様でした。議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後4時56分閉会